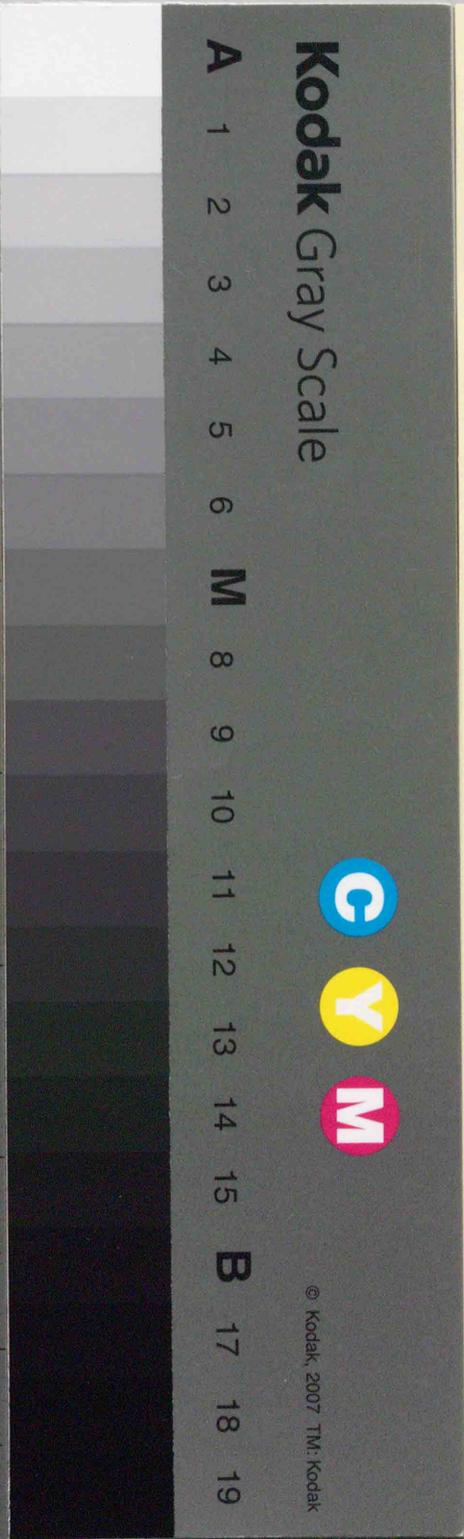
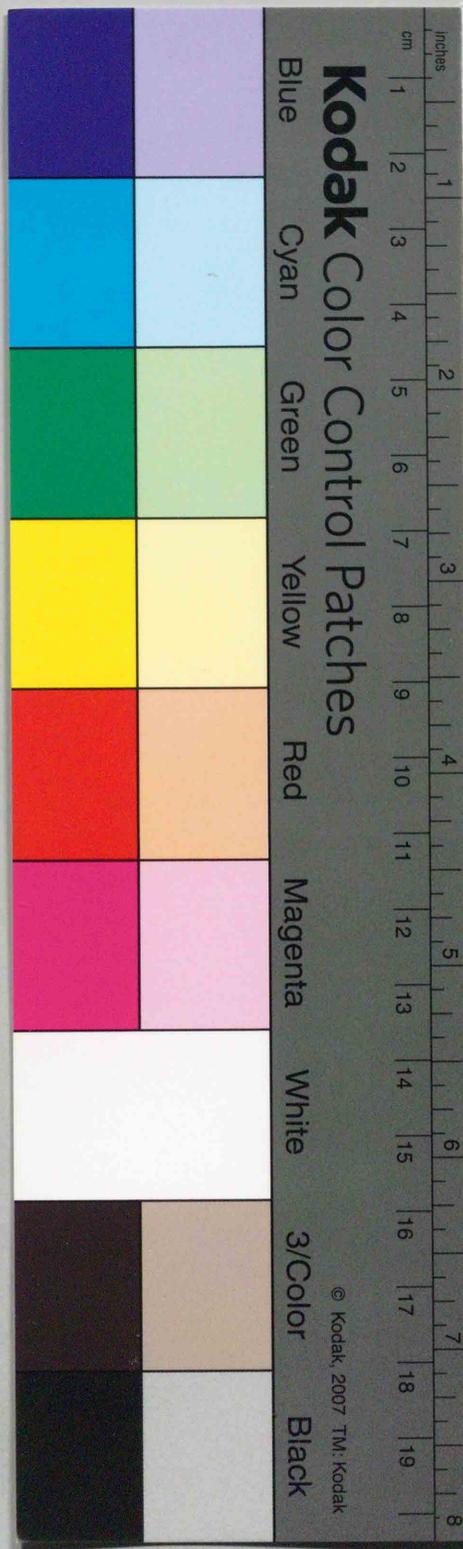
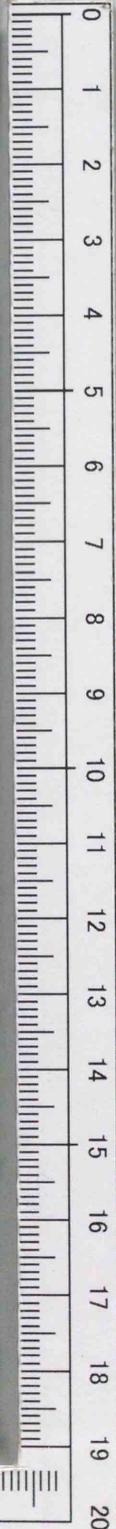


教科書文庫  
4  
370  
42-1920  
2000014575

高等女  
學校用  
教育學  
乙竹岩造著

DAI-NIPPON



40792  
教科書文庫  
4  
370  
42-1920  
20000  
14575

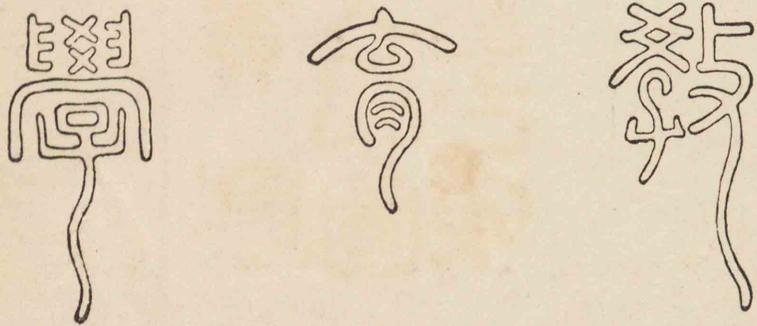


教科書文庫  
4  
370  
42-1920  
2000014575

資料室

375.9  
0715

高等女學校用



乙竹岩造著



大正九年  
一月吉日

文部省檢定  
高等女學校  
教科書

東京  
株式會社  
培風館  
發行

広島大学図書

2000014575





凡 例

一、本書は、高等女學校及びこれと同程度の女學校に於ける教育科の教科書に充てんが爲に、學術最新の進歩と著者多年の經驗とに基づきて、編纂せるものなり。

二、本書は、特に左の用意を以て編纂したり。

イ、女學校に於ける教育科は、廣く兒童生理並びに兒童心理に基づきて、一般教育特に家庭教育に關する確實なる理會を得しむるにありとの著者の所見により、この趣旨を徹底せしめんことを圖りたること。

ロ、漫に字義術語の解釋に流るゝの弊を避けて、的確なる知識を得しめんことを努め、敘述は成るべくこれを簡明にし、且、挿繪を多く加へ、學習者をして興味を以て自らその學習を進め得しめんことを圖りたること。

ハ、現今世界大勢の進運に鑑み、本邦固有の家庭教育の特長を十分に發揮すると同時に、廣く諸般學術の進歩を酌み、以て、優越せる國民の教育に資せしめんことを圖りたること。

大正六年十月

著者 識す

目次

第一篇 教育の道……………一

第一章 教育の意義……………一

  第一節 教育とは何か……………一

  第二節 女子と教育……………三

第二章 教育の効果……………四

  第一節 教育の力……………四

  第二節 遺傳と教育……………五

第三章 教育の目的……………一〇

  第一節 身體と精神……………一〇

  第二節 國家と教育……………一一

第四章 教育の區分……………一三

  第一節 教育の作用……………一三

  第二節 發育の時期……………一三

目次

第三節 教育の場所……………一五  
 第四節 本書の組織……………一六

第二篇 教育の理……………一七

第一章 體育……………一七  
 第一節 概説……………一七  
 第二節 嬰兒期……………二三  
 第一 嬰兒身體の發達……………二三  
 第二 嬰兒身體の教育……………二四  
 第三節 幼兒期……………二六  
 第一 幼兒身體の發達……………二六  
 第二 幼兒身體の教育……………二七  
 第四節 少年少女期……………二八  
 第一 少年少女身體の發達……………二八  
 第二 少年少女身體の教育……………三五

第二章 知育……………三七  
 第一節 嬰兒期……………三七  
 第一 嬰兒知能の發達……………三七  
 第二 嬰兒知能の教育……………四一  
 第二節 幼兒期……………四四  
 第一 幼兒知能の發達……………四四  
 第二 幼兒知能の教育……………四九  
 第三節 少年少女期……………五〇  
 第一 少年少女知能の發達……………五〇  
 第二 少年少女知能の教育……………五七  
 第三章 德育……………六〇  
 第一節 嬰兒期……………六〇  
 第一 嬰兒情意の發達……………六〇  
 第二節 幼兒期……………六三  
 第一 幼兒情意の發達……………六三

第二 幼兒情意の教育……………七二

第三節 少年少女期……………七五

第一 少年少女情意の發達……………七六

第二 少年少女情意の教育……………八一

第三篇 教育の法……………六六

第一章 家庭教育……………六六

第一節 家庭……………六六

第二節 家庭教育の任務……………六七

第三節 家庭教育の精神……………九〇

第四節 家庭教育の方法……………九三

第一 胎教……………九三

第二 家庭に於ける體育……………九五

第三 家庭に於ける知育……………九五

第四 家庭に於ける徳育……………一〇一

第五節 家庭教育の長所と短所……………一〇四

第二章 幼稚園……………一〇七

第一節 幼稚園の起原及び性質……………一〇七

第二節 保育の方法……………一一〇

第三節 幼稚園の長所と短所……………一二六

第三章 學校教育……………一二九

第一節 學校の起原及び性質……………一二九

第二節 小學校教育の目的……………一三三

第三節 學校教育の方法……………一三五

第一 養護……………一三五

第二 教授……………一三〇

第三 訓練……………一三九

第四章 社會教育……………一四六

第一節 社會教育の性質……………一四六

第二節 社會教育の機關……………一四七

第三節 家庭・學校・社會の關係……………一五〇

附録

小學校令摘要……………一

小學校令施行規則摘要……………四

挿入圖版

第一圖 成人と小兒との比較……………一六七

第二圖 兒童身體の發達……………一六七

第三圖 手に於ける化骨の有様……………一九

第四圖 乳兒期に於ける身長體重の發達……………三

第五圖 營養の種別による小兒發育の威績……………二六

第六圖 兒童の遊戯〔その一〕〔その二〕……………三四—三五

第七圖 兒童の用ふる言語の割合……………四〇

第八圖 年齢と記憶の盛衰……………四三

第九圖 童話と武勇傳とに對する嗜好の變化……………四三

第十圖 味に對する感應の表出……………四九

第十一圖 情緒の表出〔その一〕〔その二〕……………七—七一

第十二圖 情緒表出の模式……………七一

第十三圖 フレーベルの肖像……………二〇六

第十四圖 フレーベルの恩物〔その一〕〔その二〕〔その三〕……………二四—二五

第十五圖 モンテッソーリの遊具……………二四—二五

第十六圖 わが邦の學校系統……………二三

〔目次終り〕



高等女  
校用

# 教育學

乙 竹 岩 造 著

## 第一篇 教育の道

### 第一章 教育の意義

#### 第一節 教育とは何か

教育 一つの世、いかなる邦にも、教育といふ仕事のなかりしことはあらざりき。教育とは、子供を教へ育つることにして、これなくては、子供は一人前の人に生ひ立つこと能はざればなり。

子供を教へ育つる仕方は、時代により、又處によりて、同じ

からず。例へば、われ等が今日學校にて受くる教育と、われ等の祖父母が受けたる教育とを較ぶれば、その間に著しき相違あり。又一の地方と他の地方とは、子供の躰方に頗るその趣を異にせる所あり。更にこれを大にしては、わが邦と西洋諸國との間には、その國柄に同じからざる所あれば、教育の方針にも亦多少の相違あるを免れず。されど、成熟せる人が、未だ成熟せざる人に對し、その自然の發育を助け長ぜん爲に力を加へて、これを一人前の人となさんとする作用を營むことに至りては、古今を通じ、東西に亙りて一なり。これを教育といふ。

教育者  
被教育者

教育者と被教育者　この場合に於て、發育を助長する人を名づけて教育者といひ、助長せらるゝ人を指して被教育者といふ。發育とは長き間に幼者が次第に成人に移り變はる

途行きなり。

第二節　女子と教育

母の務

女子の務　われ等の父母がわれ等を教へ導き給へる如く、われ等も亦子供を教へ導かざるべからず。殊に、女子は、他日母となりて、子をはぐくみ育つべき極めて重き務を有するものなれば、教育の道は一通りこれを心得おかざるべからず。わが子が、健やかに且さかしく生ひ立ちて、國の爲、世の爲にも、一かどの用に立つべき程のものとなりたらんには、人生の樂これに過ぐるものはあらざるべく、これに反して、己がはぐくみ育てし子が、體も弱く、心もねぢけて、何の役にも立たぬものとなりたらんには、その苦果していか計りぞや。されば、教育の道を學ぶことは、女子にとりて極めて大切なる務なりといふべし。

わが子の將來

## 第二章 教育の效果

## 第一節 教育の力

教育の大なる力 諺にも「氏より育ち」といひて、昔より教育の力は大きなものと考へられたり。われ等が日頃用ふる言葉も、文字も、さては學問上の知識も、道德上の思想も、一として親教師より學びしものにあらざるはなし。一つの木に實れる二つの種子が、一は沃土に育ちて雨露の恩澤を擅にし、他は瘠地に落ちて日光の恵さへ思ふに任かせずとせば、この二つの種子が成長したらん後には、殆んど同じ種類とは見え分かぬまでに變り果つべし。父母を同じうせる幾人かの兄弟姉妹が、互にその志を異にし、或は軍人を望み、或は實業家を希ひ、或は教師、或は美術家と、それ〴〵異なる方向に進むは、その天性にも基づくべしとはいへ、生後に受け

たる教育の力によること亦甚だ多きは疑なし。これを考ふれば、子供が人となる上に、教育といふ仕事がいかに大なる力あるかは推して知るべきなり。

## 第二節 遺傳と教育

遺傳 されど、教育のみにて、人がいかやうにもなるものと思ふは誤なり。古よりも「瓜の蔓に茄子はならぬ」といへる如く、生物には、それ〴〵その親より譲り受けたる性質のあるものにて、猫の子は代々猫にして、朝顔は常に朝顔の種より出づ。人にありても亦同じ。われ等は、親先祖よりの性質を譲り受けて、この世に生れ出でたるものなり。これを遺傳といふ。

遺傳に對する教育の力 遺傳は、動かすべからざるものにはあらで、境遇の如何によりては種々にこれを發育せしむる

6  
ことを得べし。

著しき實例 北米合衆國にヘレン・ケラーと呼べる婦人あり。生後十八箇月にして盲となり、聾となり、又啞となれり。かくて、知識の入るべき窓は殆んど閉ざされて、残れる味・嗅の二覺も、亦その働き頗る弱く、十分なるは唯皮膚覺と運動感覺とのみなりき。然るに、メイシーといへる女教師あり、憐れなるこの兒を引取り、専ら皮膚覺と運動感覺とを練磨せしむることによりて、これに周到なる教育を加へしかば、その結果、ケラーは、小學校は固より、女學校をも卒へ、高等の教育まで受け、又その間に裁縫・音樂をも習ひて、立派なる婦人となり、多くの著述を世に公にせり。眼も見えず、耳も聽こえず、言語をも發し得ざる不具者に於てすらかくの如し。況してや、普通のものにありては、發育に及ぼす教育の力の

大なること毫も疑なきなり。

國民の進歩と教育の力 教育の力は一代に止まるものにはあらず、積もり積もりて國民を進歩せしむる基となるものなり。

驚くべき一族 これに就ても、確かなる證據あり。今より二百年ほど前に北米合衆國にジュークといへるものあり。人となり甚だ放逸にして職業を勤めず。その妻も亦極めて懶惰にして家を整へず。その間に多くの子を生みたれども、夫婦共にその子の教育には少しも注意せず、何れも野放し同様に捨ておけり。子供等も、亦親に見習ひて同じやうに放逸なる生活を續けたり。この一族は、既にその遺傳の悪しきが上に、少しも教育を加へらるゝことなかりしかば、七八代の間、その子孫後裔の者は、殆んど皆無頼の徒と

なれり。即ち、その一族の總數千二百餘人の中、

嬰兒の頃に死亡せしもの 三百餘人

不具・白痴となりしもの 三百餘人

乞食・浮浪の徒となりしもの 三百餘人

大小の犯罪者となりしもの 二百餘人

自活の道を立て得しもの 二十人

にして、千二百餘人の中にて、一技一藝を覺えて自活の道をたどりしものは、僅に二十人に過ぎず、他は、擧りて、或は嬰兒の中に死亡し、或は不具・白痴となり、或は乞食・浮浪の徒となり、若くは大小の犯罪者となりしなり。實に驚くべき一族にあらずや。

感すべき一族 恰かもこれと正反對なる實例あり。これも北米合衆國にありし事實にして、ジョナサン・エドワード

と呼べる人の子孫なり。ジョナサンは、人格高く、才能秀でしが、その夫人も亦優れたる人にて、夫婦心を協せて教育に努め、子孫の教養に力を注ぐことを以て、その傳家の風となせり。子孫亦これに倣ひ、遺傳のよきが上に、更に教育に力を用ひしかば、その一族縁者の中よりは、揃ひも揃ひて、多くの優れたる人材を輩出せしめたり。即ち、その子孫後裔千四百餘人の中にて、

大學教授となりしもの 百餘人

知名の醫師・教師・牧師・辯護士となりしもの 四百餘人

官公吏及び士官以上の軍人となりしもの 三百餘人

この一族の手に成りし著書 百三十五部

第一篇 教育の道 第二章 教育の効果

百三十五部

その手に經營せられし有益なる雜誌

三十五種

あり。又、これ等の人々の中には、副大統領となれるものあり、大使、公使となれるものあり、上下兩院の議員となれるもの多數ありて、世に名高き人實に少からず。洵に感ずべき一族にあらずや。

この二つの事實は、頗る興味深き對照にして、遺傳と教育との關係に就て、われ等に深き教訓を與ふるものなり。

興味深き對照

### 第三章 教育の目的

#### 第一節 身體と精神

既に教育の意義と效果とを知り得たれば、これより進んで教育の目的を明かにせん。

身體の發達と精神の發達

身心 教育の目的に就ては、古來或は専ら身體を強健にすることを企てたることあり、これを體育といふ。又、主として精神の發達を圖りたることあり、これを心育といふ。されど、元來身體と精神とは、相合して人を形づくるものにして、格言にも、健康なる精神は健康なる身體に宿る。といへる如く、身體健康ならざれば、精神を十分に發達せしむること能はず。これと同時に、精神發達せざれば、たとひ健康なる身體を有すとも、それは獨活の「大木」にも等しかるべし。畢竟、完全なる人物とは、強健なる身體と發達せる精神とを兼ね有するものの謂ひにして、隨つて教育は身體の強健と精神の發達とを併せ圖らざるべからざるなり。

#### 第二節 國家と教育

個人と國家の一員 魚が水に住む如く、人は國家社會に住む

個人として  
の力と國家  
の一員とし  
ての力

ものなり。われ等は、生れて直に家族の一人となり、又國家の一員として生活するものなれば、國家の關係を離れては個人の生活は殆んど何等の意味をも有せざるべく、又個人の發達を離れては、國家の進歩は決してこれを期すべからざるなり。されば、教育は國家の盛衰と極めて密接なる關係を有するものにして、隨つて、個人としての力と共に、國家の一員としての力を十分に具ふるにあらざれば、眞に教育を受けたる人とは稱し難し。

わが邦に於ける教育の目的 以上述べたる所を併せ考ふる時は、われ等の努むべき目的はおのづから明かなり。即ち、教育の目的は、子弟を教へ育て、善良有爲強健なる日本人を養成するにありといふべし。これ、わが邦に於ける教育の目的なり。

#### 第四章 教育の區分

##### 第一節 教育の作用

教育の三作用 子弟を教へ育て、強健なる人たらしめんには、身體の教育を加へざるべからず。これ體育の必要なる所以なり。又これを有爲の人たらしめんが爲には、知能の練磨を圖らざるべからず。これ知育の缺くべからざる所以なり。更に善良なる人たらしめんには、情意の陶冶を努めざるべからず。これ德育の大切なる所以なり。體育・知育・德育は、教育の三作用にして、これを一貫するものは實に國家的精神なりとす。

##### 第二節 發育の時期

心身の發育 教育は自然の發育を助け長ずるものなれば、その作用は心身發育の全時期に亘るべきこと言ふまでも

なし。凡そ、動物は、高等なるものほど長き發育の時期を要するものにして、就中間人間は、その生れたる始は極めて無力可憐なれども、然かも後には最も完全なる發育を遂ぐるものなり。

發育の四期 發育は、さながら水の流の如く、決して絶え間のなきものなれども、その變化の情況によりて、便宜上これを四つの時期に分つことを得べし。一は、生初より三歳頃までの間に於て、これを嬰兒期といひ、二は、四歳頃より十歳頃までにして、これを幼兒期といふ。三は、十一歳頃より十五歳頃に至る間に於て、これを少年・少女期と稱し、四は、それより後身體の成熟するまでの時期にして、これを青年・處女期と名づく。

されば、嬰兒期、幼兒期、少年・少女期、青年・處女期は、人の發達

嬰兒期  
幼兒期  
少年・少女期  
青年・處女期

の四期にして、心身自然の發育は、これを通じて進み行くものといふべし。

第三節 教育の場所

心身發育の時期に應じて、兒童が教育の作用を受くる場所も、亦次第に擴大せらるべし。嬰兒期は、全く家庭にありて、専ら父母の教養を受く。幼兒期に入りても、その始頃は多くは家庭に留まり、中には幼稚園に通ふものもあり。この期の中頃より、總べての兒童は皆學校に入學して、一定の教育を受けざるべからず。學校の教育は、少年・少女期を通じて引續くものにして、更に青年・處女期に至れば或は猶學校に於て、或は社會に出でて、小學校以上の教育を受くるなり。

家庭・幼稚園・學校・社會は、何れも皆教育の行はるゝ場所に

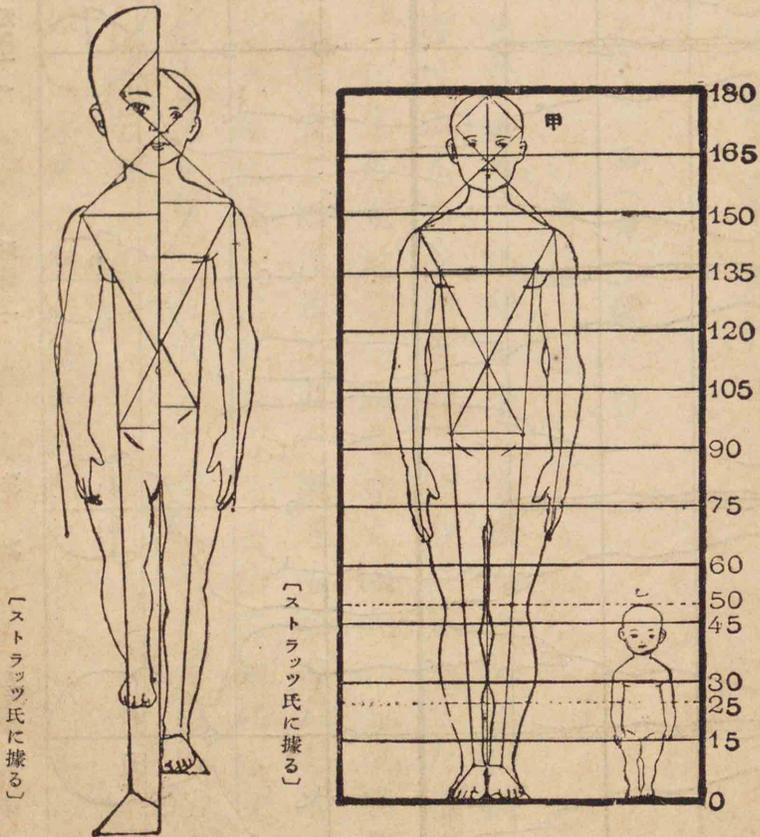
家庭  
幼稚園  
學校  
社會

第四節 本書の組織

して、教育の作用は、普ねくこれ等の上に亘るものなり。

本書は、廣く教育の要領を説くものなれば、今述べたる教育の作用と發育の時期と教育の場所とを普ねく顧み、これに基づきてその順序を定むべし。即ち、第二篇は、これを體育・知育・徳育に分ちて、主なる時期に應ずる教育の理を説き、第三篇は、これを家庭教育・幼稚園教育・學校教育及び社會教育に別ち、普ねく諸作用に亘りて教育の法を明かにせんす。

第一圖

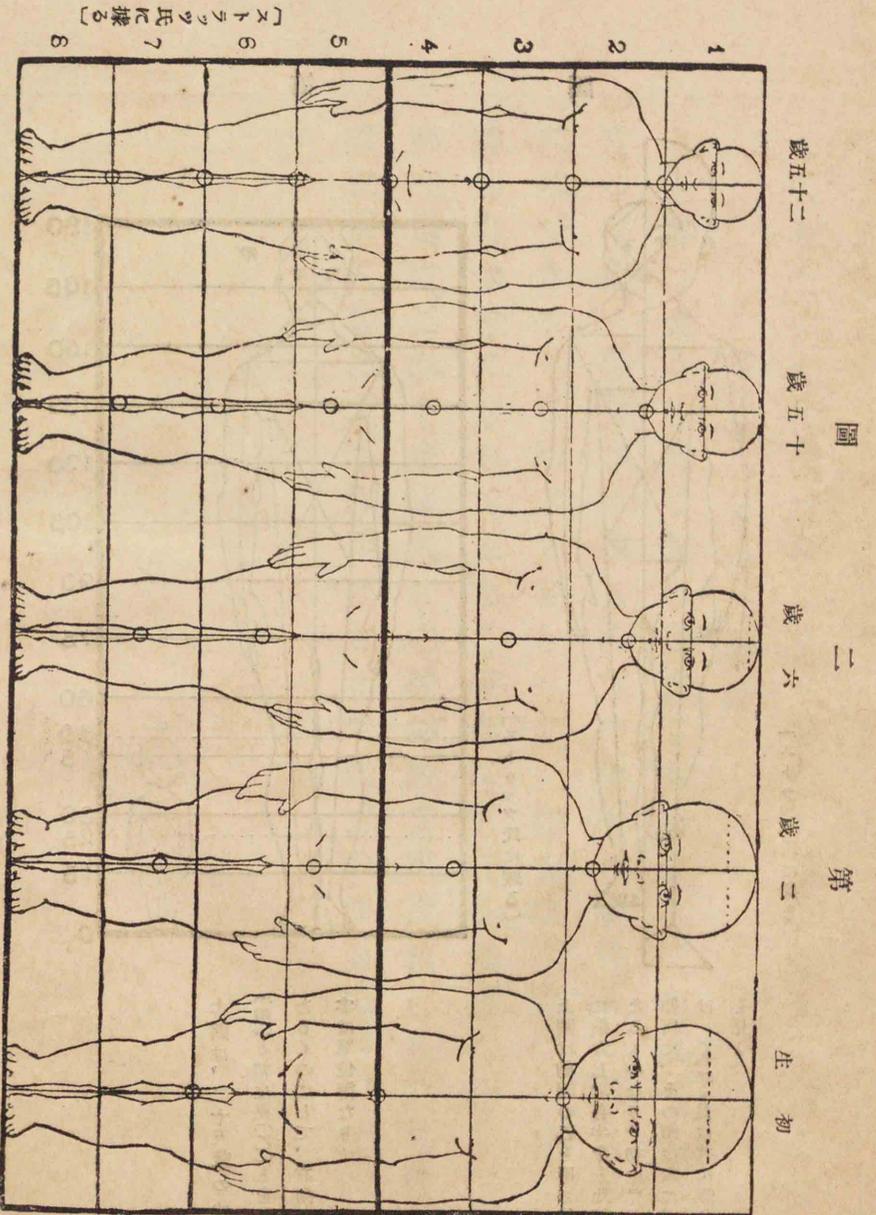


上圖は、二十五歳の成人「甲」と初生兒「乙」とを並べたるものにして、右側の數字は單位種なり。

上圖は前圖の乙を甲と等身に擴大し、各半身を比較したるものなり。初生兒が、如何に、その頭は大に、胴は、手・足は共に短きかを見よ。

「ストラッツ氏に據る」

「ストラッツ氏に據る」



左圖は、初生、二歳、六歳、十五歳の児童を二十五歳の成人と同身長に擴大してその頭・胸・手・足等各部の比例を示したるものなり。横線は身長を八等分を示す。初生時より成熟期に達する間に身體各部の比例が、如何に變ずるかを見よ。

第二圖 二 初生 二歳 六歳 十歳 十五歳 五十二歳

[ストラップ氏に據る]

## 第二篇 教育の理

### 第一章 體 育

#### 第二節 概 説

小兒と成人 小兒を小さき成人と思ふは誤なり。小兒の身體は、成人の身體を同じ割合に縮小したるものにはあらず。初生の兒は、第一圖の如く、頭大にして顔短く、胸高くして腹大きく、脚は短く、甚だ醜きものなれども、成長するにつれて次第に成人に近づくこと、第二圖に示せるが如し。

初生兒の身體 月満ちて生れたる普通の初生兒は、次の如き身體を有す。

- 一、身體の左右は畧均等なり。
- 二、身長は男女兒共に一尺六寸内外なり。



化骨しゆく有様を示せるものにして、年齢と共にその次第に進み行くを見るべし。

平衡期

身長と體重 身長と體重とは、その發育の時期交互に現はるゝものなり。生後一箇年間は、身長・體重相伴ひて共に著しき發達をなすものなれば、これを平衡期と名づく。満一歳より後二三年がほどは、肉肥え太りて、體重の増加頗る大なり。この頃を第一充實期といふ。然るに、満四歳頃より七歳頃に至る間は、身長の増加著しく、顔部は頭部と、上下肢は軀幹と、それ〴〵相等しきまでに伸びて、遂にはこれを超過せんとす。これを第一伸長期といふ。七歳以後に至れば、體重の増加は再び大となるに反して、身長の増加は著しからず。これを第二充實期と稱す。尋で十二歳を超ゆれば、再び身長の増加は目覺ましきに對して、體重の増大は甚

第一充實期

第一伸長期

第二充實期

第二伸長期  
成熟期

だしからず。これを第二伸長期と名づく。更に十六歳に至れば、又もや體重の大なる進歩を示して、次第に成熟の域に近づく。

體育の必要 われ等は、既に小兒の身體が成人のそれと頗る相違なるを知り、又、身長と體重とが一様に増加するものにはあらで、交互に増大するものなることを學べり。更に、身體の發育は漸を以て進むものにして、決して一躍して達せらるゝものにあらざることをも悟れり。

成人の身體が、活動に適し、健康に協へる構造なりとせば、これと異なる所多き小兒の身體が、活動上健康上尙不十分なるべきは想像に難からず。更にこれを發育の上より考ふる時は、身長と體重とが交互に進むを以て、常に身體の均齊を缺き、随つて成人に比して疾病に罹り易し。

小兒の身體  
が尙弱き理  
由

心に忠實な  
る體

かゝる身體とかゝる發育とを助け導きて、一人前の成人に作り上げんこと、固より容易の業にはあらず。さればとて、これを捨て、顧みざらんか、小兒の正しき成長は到底望み難かるべし。これ體育の必要なる所以なり。

體育の要領 身體を害ふことなく、圓滿に發育せしむることとは、獨り一身の幸福のみにはあらず。國に盡し世に盡す道も、これによりて始めて全うせらるべし。これが爲には、唯身體を自然のままに發育せしむるのみならず、體を心の最も忠實なる友たらしむること肝要なり。即ち、心これを欲すれば如何なる困難にも堪へ、心これを欲せざれば如何なる饑渴にも屈せざる體ならしめざるべからず。體の心に隨ふこと、影の形に隨ふが如く、相待ち相助けて事をなし、以て世に處するの習慣をつくること、實に體育の要領なり。

心に忠實な  
る體

今、各時期に分ちてこれを説かん。

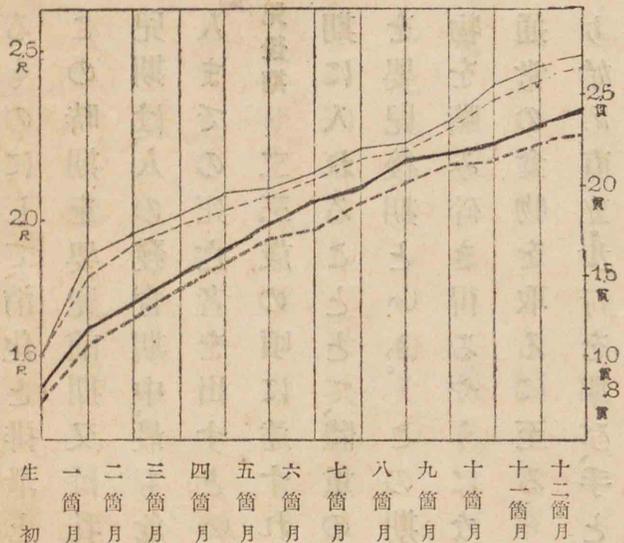
第二節 嬰兒期

第一 嬰兒身體の發育

第四圖の說明

細線、男兒身長  
 太線、男兒體重  
 細點線、女兒身長  
 太點線、女兒體重

第四圖 乳兒期に於ける身長體重の發達



第二篇 教育の理 第一章 體育

嬰兒前期 小兒生れて一箇年の間は、身長・體重の増加これより後の何れの一年間に比するも最も著しく、就中初の一箇月間は、その發育特に速かなり。〔第四圖參照〕

この時に於ては、嬰兒は未だ齒牙なきを以て専ら哺乳によりて營養

をとるものにして、消化と排泄とはその最も著しき作用なり。この時期を嬰兒前期又は乳兒期といふ。乳兒期は、人の發育期中、最も危険にして、出生兒百人の中二十人までの死亡者を出すといふ。

嬰兒後期 二三歳の頃に達すれば、先にも言へる如く、第一充實期に入れることとて、體重の著しき増加を示すべし。これを嬰兒後期といふ。この期に至れば、乳齒次第に生じて、食物を噛み碎き得るやうになり、随つて漸次に哺乳をやめて通常の食物を取るに至る。又、この時分より言語をあらゆる始め、直立・歩行を學び、手と腦との使用漸く繁くなり、まさりて、心の發達次第に促進せらる。全身の形も、釣合も、餘程整ひ來たり、呼吸・脈搏の數も、略成人に近づくを見る。

第二 嬰兒身體の教育

嬰兒體育の要領

嬰兒前期に於ける主なる働きは、消化と排泄とにして、その後期に入りては、これに全身の充實・歩行・呼吸・脈搏の調整等、内外の活動加はり來たる。されば嬰兒の體育は、かゝる自然の傾向に適應して、消化・排泄の諸器官を保護し、歩行・運動の便を圖るを專一とす。

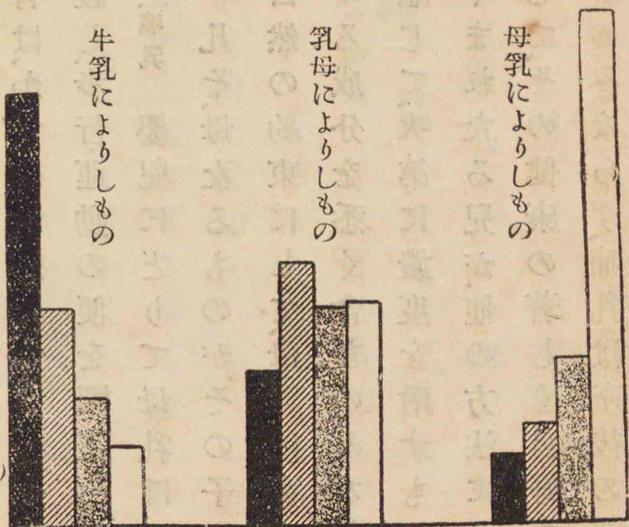
一、哺乳

嬰兒にとりて母乳ほど營養に適へる食物はあらず。凡そ、母たるものがその子に乳を吞ましむることは、これ自然の約束にして、母乳は實に嬰兒の發育に必要なあらゆる成分を悉く含むのみならず、その子の消化力の發達に應じて、次第に濃度を増すものなり。されば、母乳にてはぐくまれたる兒が、他の方法によりて育てられたるものに比して、その健康の著しく良好なるは言を俟たず。〔第五圖參照〕しかのみならず、哺乳は産後の肥立を速かにし、母子の愛情

第五圖の説

白、健康  
砂目、普通  
斜線、發育  
黒、不良  
満死、未  
亡兒

第五圖 各種の養育に よる小兒發育の成績



しむることを心掛けざるべからず。

二、食料 乳齒を生ずる頃に至れば、次第に母乳を廢して通常の食物に代ふべし。但し、初はなるべく消化し易くして

を一入濃かならしむるものなり。

されど、母乳の性質は、母の健康、食物及び感情の興奮等によりて變るものなれば、母たるものは、常に飲食を慎み、營養をよくして、身體の健康を圖ると同時に、精神を平靜にし、品行に注意して、乳質を優良なら

滋養に富めるものを選ぶやう、特に注意を加ふべし。大抵は、嬰兒の好み求むるものを與ふれば、自らその體質に合して衛生に適ふものなれども、總じて刺激の強きものは有害なり。後には、害なき限り種々のものを食ひ馴らさしめ、選み食ひの癖などつかぬやう仕附くべし。

三、衣服 衣服の地質は粗きをよしとし、その仕立方は總じて寛かなるを要す、かくて、寒暑を防ぎ、運動の自由を妨げざるを度とし、且常に洗濯して清潔に保たざるべからず。

四、睡眠 諺にも「眠る子は育つ」といへり。小兒の睡眠は、覺め居る時に費されたる力の補ひのみならずして、新しき力もその間に養はるゝものなれば、睡眠を十分にすること、は、小兒の身體發育には甚だ大切なり。殊に、生後暫くの間は、眠ること最も多きものなれば、大方は自然のまゝに任か

せ置きて、猥りに覺まさざるをよしとす。

五運動 匍へば立て、立てば歩めと願ふ親心より、強ひて立たせ、無理に歩ませなどすることあれども、こは宜しからず。匍ひ立ち歩むことは、全體の發育につれて、自ら上達するものなれば、自然の矩を踰えざるやう心掛くべし。但し運動の場所は、出來得る限りこれを廣くし、且、危険の虞あるものを取除きて、思ふがまゝに活動せしむるをよしとす。

第三節 幼兒期

第一 幼兒身體の發育

幼兒前期 四歳頃より三箇年が程は、第一伸長期に當れることとて、脚部の生長は、他の頭部・胸部などに比べて著しく大なり。この時期を幼兒前期といふ。肩・胸の發育は未だ盛んならざれども、臀部の發達は漸くに目立ち來たり、直立

頭と腹

及び歩行も完全となる。全身は脂肪に富みて、猶充實期の倂を留め、幅身も比較的に大なり。殊に、頭と腹との頗る大なるは、この期の兒童の特色なり。漢字の子といふ文字は、元兒童の形を象どりたるものにて、よく頭の大なることを表はせり。この期に於ける兒童には、その發育を完全ならしめんが爲に、特に、營養を十分に攝らしめざるべからず。消化器の中樞たる腹部の大なるはおのづから、これを語るものといふべし。脚部の成長も、稍盛んなれども、膝と腿との關節屈曲せるを以て、歩む様子は走るに似たり。随つて早く疲勞し易し。五歳以後となれば、伸長期の特徴は明かに表はれ來たり。手足共に細長く、姿勢も變りて、持續的歩行に適するに至る。されど、内臓の諸機關は未だ十分ならざるを以て、病に

懼り易し。

幼兒後期七歳頃より十歳頃に至る間を幼兒後期とす。

實に人生に於ける第二の危機なり。この時期に於て先づ表はるゝは、乳齒の脱落して順次に永久齒と代ることこれなり。これを齒牙の交代といふ。この交代期に於ては、往々にして消化不良を來たし、又とかく氣むづかしく、怒り易く、泣き易くなること少からず。

身體は、直立するにつれて、脊柱の屈伸も十分に出來、四肢の筋肉發達して、稍調ひたる活動にも耐へ得るなど、概して運動系統は速かに發育すれども、心臟その他内臟の諸機關はこれに伴はず。これが爲に、兒童は、時としては二三箇月乃至一二箇年に亘りて、著しく亂暴となり、或は故なくして病狀を呈して發熱し、或は氣短かになりて怒り易く、或は不

齒牙の交代

運動系統の發達

頭

腦髓の發達

注意不規律となる等のことあり。世に「七つ八つの憎まれ兒」などいへるは、即ちこれなり。

始頃は體重・身長共にその成長著しからざれども、漸を追うて第二充實期の特色を表はし來たり、殊に腦髓は十分なる發育を遂げて、略成人の域に近づく。即ち二十五歳の時に於ける腦髓の分量を一とすれば、滿七歳の時には既にその四分の三まで成長し、後の十八年間には残り四分の一を充たすに過ぎず。

又七歳頃までは、發育の模様も、活動の有様も、男女の間にさまでの相違を見ざれども、これより二三箇年の間に、第二充實期の特徴表はれ來たり、兩性の差も漸く明かとならんとす。

男女の相違

第二篇 教育の理 第一章 體育 第二 幼兒身體の教育

幼兒體育の要領 幼兒期は、總じて運動系統の發達と内臟諸機關の發育とが相伴はず、且、齒牙の交代、發育の一時遲緩等ありて、生理上には甚だ危險なる時期なれば、これが教養上にも、大なる考慮を要す。

一、衛生 食物を選びて營養を豊かにし、衣服の清潔を計りて衛生の道に叶ふやうにするなど、専ら病を防ぎて健康の増進に留意することは、幼兒をもてる家庭の務なり。殊に、學校への入學は、兒童にとりては、實に境遇上の一大變化なれば、入學前後の頃には、衛生上細心の注意を拂はざるべからず。

二、睡眠 十分なる睡眠は、常に幼兒に必要なり。殊に、入學の始頃は、早起昇校の爲に、睡眠の妨げらるゝこと無きにあらず。最も注意を加ふべし。今左に、學者の研究したる睡

眠時間の標準を掲げん。

睡眠の時間標準

要項	年齢	就寝の時刻	朝起の時刻	睡眠時間
	七歳	八	七	二
	八歳	八	七	二
	九歳	八	七	二
	十歳	八	七	二〇—二〇—二〇
	十一歳	八	七	二〇—二〇—二〇
	十二歳	九	七	二〇
	十三歳	九	七	二〇
	十四歳	九半	七	九半
	十五歳	一〇	七	九半
	十六歳	一〇	七	九
	十七歳	一〇	六半	八半
	十八歳	一〇	六半	八半

三、運動 この時期に於ては、骨格も略定まりて脊柱の屈伸も十分に出来、且四肢の筋肉發達して歩行運動も自由となるを以て、兒童はもはや室内にのみ留まるを好まず、戶外の大氣中に遊ばんことを欲するものにして、子供は風の子。なといへるはこれなり。されば、衛生に害なき限り、なるべく戶外に嬉遊せしめて、運動を自由にし、且、漸次に良き次勢に慣れしむること大切なり。

良き姿勢



兵隊ごっこ



人形あそび

四肢の發育

殊に、學校入學の前後頃よりは、この傾頗る強く、多くは伴侶を作りて、次第に團體的の遊戯をもなすに至るものなり。されば、事情の許す限り、郊外にて遊ばしめて、一つには四肢の發育を十分ならしめ、一つには學校作業より來たる疲勞と壓迫とを救ふべし。

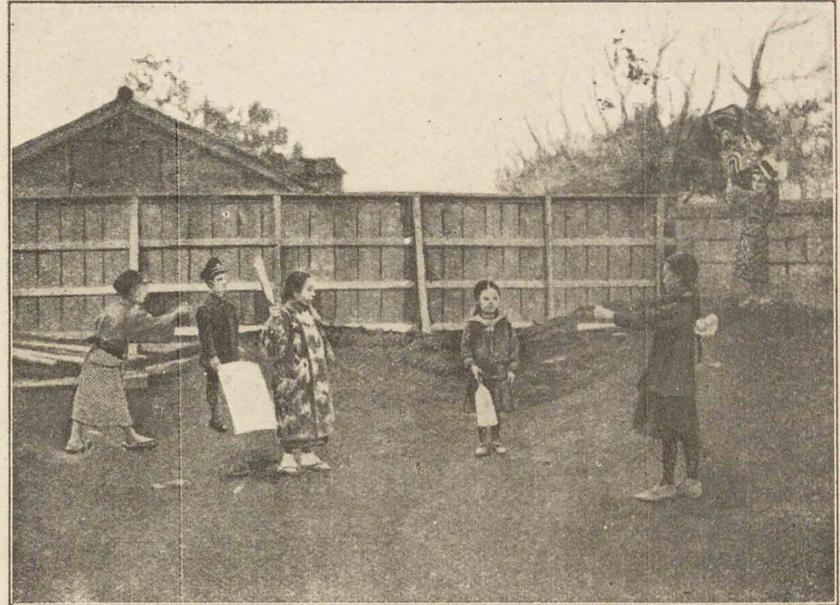
第四節 少年・少女期

第一 少年・少女身體の發育

少年・少女期 少年・少女期に入りては、脚部の伸長著しけれども、胴部の成長はこれに伴はず。随つて危險も亦少からず。頭部は、既に前期に於て殆んど成人の域に近づき居れるを以て、この期に於ける發育は著しからず。

少女にありては、十一・二歳の頃より、その身體の發育急速の度を加へ、身長に於ても、體重に於ても、少年を凌ぐに至る。

少年・少女の相違



根羽追まげあ馬紙



まごくま

されど、この期の終りに近づくに随ひ、漸次にその差を少し來たりて、遂に少年に及ばざるに至る。

骨格は、少年・少女とも著しく發達すれども、筋肉はこれに伴はず。身體各部、一般に充實期の特徴を表はし來たりて、俄かにその大きを増せども、心臟に於ける筋肉の發達は未だ十分ならずして、血液を押し出す力猶強からず。かくの如く、一方には筋肉未だ十分に發達せず、他方には心臟の力猶弱きを以て、少年・少女は僅かなる作業にも疲勞し易し。

### 第二 少年・少女身體の教育

少年少女體育の要領 少年少女期は、今も述べたる如く、運動系統の發達著しきに拘らず、内臓の諸機關これに伴ふこと能はず、殊に少女にありては、この期の終り頃より生理上の大變化を始むるものなれば、危険も亦少からず。

一、運動 この頃の兒童は、疲勞し易きを以て、學習時間中にも屢、短時の運動を行はしめ、體操・遊戯を課するにも、競走・競漕・競泳など心臓を勞せしむること甚だしきものは、なるべくこれを避くるをよしとす。されど、適度の運動は、身體の發育を助け、消化・循環の働きを促し、睡眠をよくし、空想を消散せしむる等、その効果頗る多きを以てこれを獎勵すべし。少女に對しては、特に運動を選択すべき必要あり。例へば、腹部を壓するもの、腹筋の緊張を持續するもの等は、必ずこれを避けざるべからず。

二、衛生 かく運動によりて身體の發育を助くる外、又これを害ふものを除くことも大切なり。即ち、學校生活と關聯して、呼吸・姿勢・感官・運動・作業・休息等に就きて衛生上の注意を加ふること極めて肝要なるが、これに就ては、後に至りて

更に説くべし。

## 第二章 知育

### 第一節 嬰兒期

#### 第一 嬰兒知能の發達

嬰兒前期 嬰兒の初めて生るゝや、唯、四肢を動かし、乳を吸ひ、咽み下し、瞬きし、及び泣くのみ。されど、日を経るに隨ひ、眼の調節次第に生じて、物の距離を知り得るに至る。生後六箇月にも及べば、その頭・首・軀幹を正しく保ち、物を手にし、又これを口にするに至る。

感覺 眼・耳などの働きは、その始は何れも未だ十分ならず。眼は僅かに強き明暗に感ずるのみにて、色彩などを見分くる力なし。やがて、視覺多少働き初むれども、近視にし

聽覺

嗅覺

味覺

皮膚覺

有機感覺

運動感覺

感官と感覺作用

て遠くを見ること能はず。されど、半年の後には、形も色も共にこれを感じずるに至る。耳も、始は、液體のその中を満たせると、鼓膜が成人に比して水平に近きとによりて、その働きをなさず。されど、三週間を、經ざる間に、聽覺の働き次第に現はれ來たるを見るべし。概して聽覺は視覺に比ぶればその表はるゝこと稍遅し。嗅覺は尙不明なれども、味覺は早くより發達し、出生時に於て既に甘酸鹹苦の四味を分つ。又、皮膚は、母の體内にありし時と、出生の後とに於て、著しく差異ある溫度に接するを以て、必要上皮膚覺は最も早くより發達し、これと同時に、呼吸消化等に伴ふ有機感覺も盛んに發生し、又運動感覺の發達をも促すものなり。眼・耳・鼻・口・皮膚等を感官といひ、これによりて營まるゝ働きの感覺作用といふ。

感官と腦髓との結合

嬰兒後期 嬰兒後期に至れば、感覺作用は益發達して、見たり、聽きたがりなどして、二六時中絶えず己れの感官を働かさんとす。この傾向は筋肉・骨格等運動系統の發達と相俟つて、著しく嬰兒の生活に活氣を帶ばしむ。かくて、聲帶を働かして言葉をあやつる運動も次第にその歩を進むるに至る。

かくの如き感官の發達と共に、神經の中樞たる腦髓も發達し來たりて、兩者の結合は漸次に進むものなり。

嬰兒の言語 嬰兒の言語の發達こそ注意すべきものなれ、嬰兒は約半年にして種々の運動によりてその準備を整へ、滿一年より三年に至る間に於て、一通りの言語を話して、己が生活に必要なことを辨じ得るに至る。その發達の順序を見るに、始はパ・マ・ブなどの單音をのみ發し、やがて、これ

喃語期

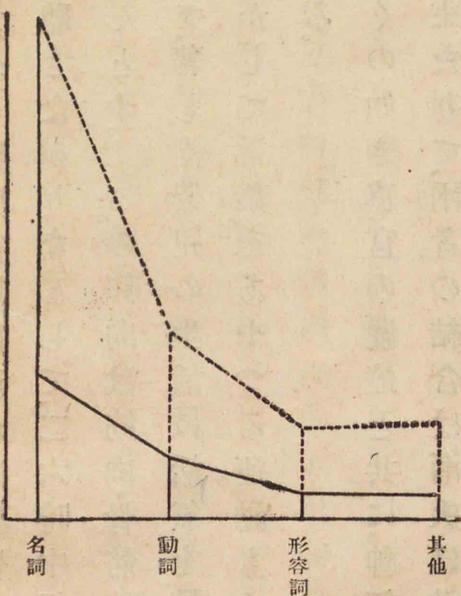
單語期

等の單語を綴り合して、意味も無き音を續けざまに發すべし。これを喃語期といふ。されど、その言ふ所に何等の意味もなければ、未だ言語とは稱し難し。次でワンワン・ニャ・ア・ニャアの如く、自然の音を眞似、更に進んで、漸くイヌ・ネコ等の言語を用ひ得るに至る。これを單語期といふ。嬰兒

第七圖の説

線、二歳の  
兒童  
點線、四歳  
の兒童

第七圖 兒童の用ふる言語の割合



前期に於て既にこの程度に達すべし。嬰兒後期に入れば、單語を發するのみならず、これ等を結合して考を發表することを得るに至る。例へば、「犬が鳴イテキル。」兒

記憶

サンが來タ。」など言ふが如し。嬰兒が最も早く用ふる言語は名詞にして、動詞・形容詞これに次ぐ。「第七圖參照」かくて、自己の用を辨ずることを得るなり。

嬰兒の記憶 滿三歳の頃には、物を覺ゆる働きも漸くに表はれ來たる。即ち記憶の作用なり。人が成人となりて、子供の時代を回想すれば、大抵三歳以後のことを思ひ出すもこれがためなり。

第二 嬰兒知能の教育

感覺の教育 嬰兒期の心の働きの中、最も盛んなるは感覺作用なれば、嬰兒知能の教育は、やがて感覺の教育なり。而して、感官の衛生は、感覺の教育に最も深き關係を有す。成人も、電光の閃きに對しては眼を閉ぢ、強き雷鳴に接しては耳を蔽ふ。これ、餘りに強き刺激は、心身を害するを以

刺激

て、これを避けんとするに由るものなり。況して嬰兒にありては、その感官猶未だ十分に發育せず、刺激に對する調節の作用も全からざるを以て、過度の刺激を與ふるが如きは、害こそあれ、益は少しと知るべし。

感覺作用は明敏ならんことを要す。而して、これを明敏ならしめんに、適度に練習すること必要なり。玩具は、直接に且自發的に感覺の練習をなし得るものなれば、最も嬰兒に適す。就中、簡單にして、握りて皮膚覺を働かし、視て感覺を働かし、振りて聽覺と運動感覺とを練習せしむべき玩具は最も可なり。

○言語の練習 言語と知能とは深き關係を有す。われ等が、己が考を傳へ、又、他人の考を理會せんには、言語てふ重寶なる仲介物に依るを常とす。或學者は、社會に於けるわれ等

言語の必要

の生活は、取り且與ふることなり。といへり。されど、言語なくては、いかでか他人の考を取り得べき、又いかでか他人に考を與へ得べき。思うて茲に到れば、われ等の生活に言語の大切なるは明かなり。

言語は、獨り思想を表はすのみにあらず、又人の氣品・教育・職業などを表はすものなり。職人には職人の言葉あり、商人には商人の言葉あり、その他教育家・軍人・學者等それぞれ特別の言葉遣ひあり。又、男子と女子との間には、自ら言葉遣ひの違ひあるべし。殊に、教育の高く氣品の優れたる人と然らざる者との言語に著しき相違あるは、誰もよく知る所なり。

されば、嬰兒が漸く聲を發し話を始むる頃より、父母は言語の教育に注意し、正しき言葉を正しく發音せしめ、且談話

言語の教育

せしむることを努むると同時に、卑しき言葉遣ひと誤れる  
發音とを避けしむるやう心掛くべし。總じて言語は摸倣  
によるものにして兒童の言語は家庭の談話に倣ふこと最  
も多きものなれば、父母・兄弟の注意特に必要なり。

第二節 幼兒期

第一 幼兒知能の發達

幼兒前期 この期は、嬰兒期より次第に發達し來たれる感  
覺が盛んなる働きを表はす時期なり。

されば、感覺作用は、この期頃の兒童に於ける主なる心の  
働きなり。感覺の中にも、味覺の如く知能に直接に關係  
薄きものよりは、視覺・聽覺の如く知能に深き關係を有する  
ものの方よく發達し、皮膚覺・有機感覺・運動感覺も亦盛んと  
なり、あらゆる他の感覺の作用を助けて、外界に對する認識

感覺は中心  
活動の中心  
なり

を確實ならしむ。

發問期 漸次に發達し來たれる兒童の好奇心は、言語使用  
の習熟と相俟つて益増進し、年長者に對して絶えず種々の  
疑問を發するに至る。これを發問期といふ。この期頃の  
兒童には、その經驗・見聞一として疑問の種ならざるはなく、  
「犬の家はどこか。」「猫の父は誰れか。」これは誰れが造りしか。「こ  
れの名は何か。」等は、絶えずかれ等の口より迸る發問なり。

幼兒の想像

想像

想像も亦幼兒に極めて強き心の働きなり。され  
ど、猶甚だ不十分なる經驗の結合に過ぎざるを以て、現在の  
事實と空想とを混同し、成人より見れば、奇怪・不合理笑ふべ  
きもの多けれど、かれ等にありては、非常に興味ある事柄た  
るなり。例へば枕を嬰兒となし、これを寢させて子守歌を  
歌ふが如き、竹を馬となし、これに騎りて揚々たるが如き、そ

の類極めて多し。この想像作用を本として作り出されたる談話を童話といひ、これに基づく兒童の行爲を戲曲性といふ。共に教育に利用せらるゝこと多し。されど、又この期頃の兒童は、想像強きに過ぎて、屢、虚偽に陥ることなきにあらず。

幼兒の知識

知識 知識は關係なりといはるゝ如く、事物を比較してその關係を知ること、人の知識作用の根本なり。幼兒にはこの比較の作用大に表はるゝを見る。されど、總じて差異を認むるよりは類似を認むる傾強く、多少の差異はこれを見遁し、稍異なる物をも同一物と見る弊あり。思考の力は猶不十分なれども、記憶の働きは極めて強く、この期頃覺えたることの中には、生涯に亘りて忘れざるもの少からず。

好學の念

幼兒後期

幼兒後期に入れば、好學の念漸く起りて、文字、數、

唱歌等の習得に興味を有するに至る。

學習 元來、學習は自由なる想像や單なる經驗の記憶などに比ぶれば、稍困難なる事柄なるに兒童がよくこれを爲し得るは、注意、理會の作用がこの頃より漸く進み來たるが爲なり。その上、記憶の力はこの時分より一層強くなり來たりて、その學びしことを永久に心に留めて、己が心的所有の一部となすを常とす。げに、この時分は、一生涯の中、器械的記憶の最も強き時なりとす。かくて、盛んなりし想像の働きも、漸く他の知力の發達に制せられて、次第に確實となるに至る。かれ等が童話、武勇譚等に十分の興味を有して、貪り聽かんことを欲しながらも、常にその聽く所の事實ならんことを要求して已まざるはこれが爲なり。

圖畫

かくの如くにして、習得する兒童の知識と興味と

は、更に圖畫によりて一層その働きの範圍を擴むるものなり。兒童の畫く圖畫は、その心の現はれにして、仔細にこれを吟味する時は、よくかれ等の心の働きを知ることを得べし。

第二 幼兒知能の教育

童話の童話に四種類あり、民族童話、假作物語、武勇譚及び寓話これなり。民族童話は、昔の神話より來たれるもの多し。人知の未だ進まざりし頃は、日月・星辰・風雨・雷霆より人事の現象に至るまで、何れも皆不思議の種ならぬは無し。神話はこれ等の不思議を説明せんが爲に作り出されたるものにして、次第に民族の間に流布して、老人より子供へと代々に傳へられたるものなり。されば、民族童話は傳説にして、定まれる作者なし。定まれる作者ありて、傳説を組み

民族童話

假作物語

武勇譚

寓話

立て直ほし、子供に適するやうに改めたるものは假作物語なり。殊に、民族の間に存せし英雄・豪傑の傳記を兒童に適するやうに述べたるものを武勇譚といふ。又、生物若くは無生物を人の如くに見なし、目前の物を取りて直ちに兒童の心に訴へ、これを喜ばしめつゝ、その中に教訓を含めたるは即ち寓話なり。

就中、教育上の價値に富めるは民族童話なり。これ民族童話は、年久しく民族の歴史にまつはりて民族の精神を最も能く現はせるものなればなり。假作物語は、人爲に過ぎて自然を失ふ虞あり。寓話は、動もすればその譬喩不條理に流れて兒童の心を亂し易き弊なきにあらず。共に、注意を加へて用ふるをよしとす。武勇譚は稍長じたる兒童に適す。

虚偽 「子供は正直なり。」とは、誰れしも口にする事なれども、幼児は想像の盛んなるより、事實と空想とを混じ、これがために屢、虚偽に陥ることなきにあらず。例へば、己が考の中に起れる事柄を事實存在せしもの、如くに思ひて語るの類これなり。されば、幼児の虚偽を語りたる時、よくその性質を考へずして、殊更に虚偽を言ふものと思ひて叱責すれば、却つて恐怖のために眞の虚偽を言ふに至ることなきにあらず。心すべきことなり。その他、この期頃の児童は、夢と現實とを混じ、夢の中に見しことを實際に出會ひたることと思ひ誤ることなども少からず。亦教育上注意すべきことなり。

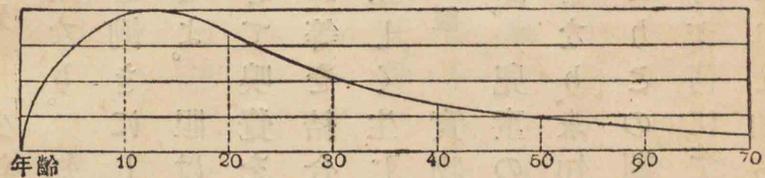
第三節 少年・少女期

第一 少年・少女知能の發達

知覺 少年・少女期の初頃は知覺の作用の最も盛んなる時期なり。知覺とは、種々の感覺を結合して、外物を知り分くる働きにして、例へば、児童が母より林檎を與へられたりとせよ。眼はその色・形等を見て視覺を生じ、鼻はその香をかぎて嗅覺を生じ、口はこれを味ひて味覺を生ず。かくて、これ等を結合して林檎てふものを知り分くれば、これ知覺の正しく生じたるものなり。

直觀 實物によりて正しき知覺の生ずることを直觀といふ。児童の直觀の働き進むに隨ひて、外界の觀察は益、確實となり、求知の念は愈、盛んとなる。児童は幼児期の終り頃よりこの期の初頃にかけて、この域に入るものにして、かれ等が、何にてもあれ、珍らしきものは必ず己が感覺に訴へてこれを知らんと欲し、蓋あるものは蓋をとり、覆あるもの

第八圖 年齢と記憶の盛衰



は覆を解かんとする傾向頗る強きは、これが爲なり。

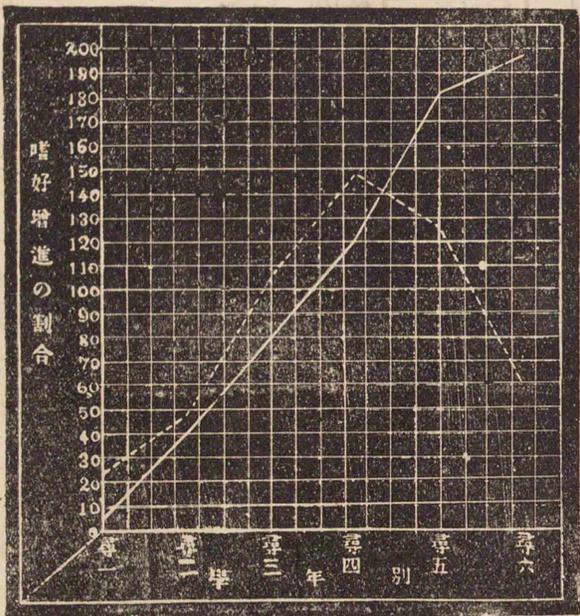
記憶 直観の盛んに行はるゝ時代は、又記憶の盛んに行はるゝ時代なり。凡そ人の一生に於て、記憶の最も盛んなるは幼児後期及び少年・少女期なりとす。蓋し、これ等の時期は、脳髓新鮮にして明瞭なる印象を留め易く、見るがまゝ、聞くがまゝに物を覺ゆるものなればなり。直観・記憶の諸作用が發達するにつれて、想像は、もはや自由にその翼を延ばすこと能はず、かくて、現實に基づくものにあらずれば承認せられざるに至る。

この頃の兒童は、民族童話・假作物語及び寓

第九圖の說明

線、武勇譚  
點線、童話

第九圖 童話と武勇譚の嗜好の變化



或は泣けるものとし、或は笑へるものとしてこれを取扱ふ

話には、もはや興味を有せず、武勇譚これに代りて、最もかれ等の好む所となる。蓋し、武勇譚は、昔の英雄が現實にした

ることを本とし、これに想像を加へて作り出されたるものなればなり。現實に基づく想像は、少女にありては人形を好愛する傾向として現はる。例へば、人形を見て、或は病氣なりとし、或は乳を欲するものとし、

が如し。

現實に基づく想像は、又虚偽の性質をも變更せしめ、幼兒期と多少異なりて、自己の利益のため、若くは他人を害するために生ずるもの漸く多きを加ふ。

**觀念** この頃より、兒童の觀念は次第に豊富となる。觀

念とは、刺激の無くなりたる後も、その知覺の猶殘れるをいふ。例へば、机上に書物ありて、これを書物と知るは知覺なり。今この書物を取り去るとも、われ等は猶その姿を心に思ひ浮べ得べし。これ觀念なり。われ等の直觀經驗は、その始は何れも皆知覺なれども、時を経れば觀念となりて腦中に貯へらるゝこと、恰も寫眞の種板の如し。

寫眞の種板が、何時にても取出して焼増しをなし得るが如く、一たび腦中に貯へられたる觀念は、再び心に思ひ浮ぶ

觀念の再生

ることを得べし。これを觀念の再生といふ。われ等が、以前に見聞せしことを時經て後に思ひ出し得るは、觀念再生の働きによる。

關係ある觀念は相伴ひて再生し易し。これを觀念の聯合といふ。例へば、火事と半鐘、牛若と辨慶の如し。われ等が日常の心の働きは、この觀念聯合の作用によること極めて多きものなり、

觀念の聯合

**概念** 再生及び聯合の作用によりて、觀念より概念を生

ず。概念とは、多くの觀念に共通なる觀念にして、例へば、國語讀本、歴史教科書、英語讀本等多くの書物を較べて、その中より共通の性質のみを纏むれば、そは何れの書物にも當て嵌まるべし。これ即ち書物の概念なり。

概念の出來上るには三段の順序を要す。比較・抽象・概括

これなり。前例に就ていへば、多くの書物を較ぶるは比較にして、その中より共通の性質を取り出すは抽象なり。而して、それを纏むるは概括なり。かくて出來上りたる概念にはその名を與ふ。文法上の名詞は即ちこれなり。

觀念及び概念は、兒童の心の發達するにつれて、おのづから生ずるものにして、幼兒期の終り頃より少年・少女期にかけて、その働きは最も盛んとなるものなり。學校にも入らず、書物をも讀まざる者も、年齢の長ずるに隨ひて、多少は種のことを知り居るはこれが爲なり。されど、かくの如く、自然に生ずる觀念及び概念は、或は誤謬を含み、或は頗る貧弱なる等、極めて不十分なるを免れざるを以て、正しき教育を加へて十分にこれを養ふ必要あり。これ、少年・少女期に於ける知能の教育の特に大切なる所以なりとす。

## 第二 少年・少女知能の教育

### 一、直觀の教育

少年・少女期は直觀作用の活潑に働く時期なれば、なる可く、自然の中に自由に働かしめて、十分なる直觀をなさしむべし。教室内にて文字と言語とを學ぶことのみが教育の全體にはあらず。されば、學校にても、家庭にてもなる可く少年・少女の自學・自習の習慣を養ひ、自ら蒔き、自ら植ゑ、自ら培ひ、自ら刈りて、知能の收穫を全うせしむべし。かくの如き直觀に依りて得たる知能の收穫は、一生の知的活動の基礎となるものなればなり。

### 二、記憶の教育

少年・少女の記憶は、概して器械的にして、その事の理に合ふか合はぬか、理會し得るか得ざるかに拘らず、只管、覺えんとする傾なきにあらず。されば教育の事項を選択し、誤れる心意の基礎を造らざるやう努むること大

切なり。

三、觀念の教育 前に述べたる如く、少年・少女期は、觀念作用の盛んに營まるゝ時期なれば、これによりて正しき且具體的なる觀念を與ふることを圖らざるべからず。

四、概念の教育 又、概念作用も進みて、物を具體的に見るのみならず、抽象して考へ得るやうになり、物事には道理といふものありて、いづこにもそれが働き居り、又何人もこれに隨はざるを得ずとの考も次第に生ずるものなり。されど、概括し難きことまで概括せんとする傾もなきにあらざれば、よく概念を明かにしてこれに充實せる内容を與ふることを心掛くべし。

五、言語の教育 西洋の諺にも、言語は思想の衣裳なり、衣裳は清潔上品を尙ふ。といへり。言語の教育の大切なるは言

ふまでもなし。この時期には、言語の使用も大に進みて、細かに且自由に、種々の言語を用ふるに至れども、言語とその内容とがかけ離れ易く、動もすれば、言語のみを空に覺ゆる弊に陥るものなれば、言語と概念とを常に密接せしめて、以て知識・技能の收得・發表を確實ならしむるやう、特に力を用ひざるべからず。

六、讀物の選擇 少年・少女讀物の選擇は頗る大切なり。蓋し、この頃の兒童は、讀書力著しく發達し、學校の教科用書のみにては到底その要求を充たし難く、更に課外の讀物を求むること多し。されど、かゝる要求に任かせて雑誌・新聞紙の類を手當り次第に讀ましむるは、害こそあれ、益は少し。されば、課外の讀物には十分の注意を拂ひ、適當なるものを選びてこれを與ふべし。これが選擇の標準は、有益にして

趣味に富み、且兒童の程度に適するを以て主眼とす。無益の讀物はこれを避くべしと雖も、唯成人の眼よりのみ見て、兒童の要求を無視するは、却つてよろしよらず。兒童は猶兒童たることを忘るべからず。

第三章 徳 育

第一節 嬰兒期

第一 嬰兒情意の發達

本能 嬰兒に於ける情意の働きは、先づ本能の上に現はる。本能とは、動物の自然に有する作用にして、鳥の巢を營み、蜘蛛の網を張るが如き皆然り。人類にありては、吸乳、號泣などは、最も早く表はるゝ本能の働きなり。

運動本能 初生の日より表はす吸乳、生後一二箇月にして

表はす把持より、立頭、匍匐起立、歩行等に至るまで、皆運動本能によるものにして、これ等は始は單に生理作用として起るものなれども、その中にやがて精神作用の現はるゝ可能性を有せり。これ、身體と精神とが相待つて發達する所以にして、殊に歩行の運動の如きは、複雑なる筋肉の調節が腦髓の作用に支配せらるゝにあらざれば、全うせられ難し。嬰兒が健全に育ちつゝあるか、若くは異常の状態にあるかは、これ等の運動の發現によりてこれを觀察することを得べし。

感情本能 號泣を始とし、嬰兒の表はす歡怒、恐などは、皆感情本能の發現なり。この中先づ現はるゝは號泣にして、嬰兒の健全に生けるや否やはこれによりて知らるべし。最初の號泣は、肺臟の中に冷き空氣入り來たるより、器械的生

理的に出づる聲にして、母體を離れて生活を營む第一の表徵なり。初生兒は空腹・退屈・痛又は不快の場合に號泣するものなるが、年齢の進むに隨ひて、號泣の原因も亦次第に複雑となる。例へば、意の如くならぬ場合に怒りて泣くが如し。

笑

笑は、情の表出としては頗る後れて現はるゝものなり。顔面の筋肉が笑の如き運動を起すことは早くより認め得らるれども、こは全く器械的作用にして、眞の笑にはあらず。愉快の表出、柔和の現はれたる眞の笑は、生後四十日乃至五十日に至りて始めて生ず。

歡

又、嬰兒は、嬉しき時には歡聲を發することあり。嬰兒の發する歡聲には、緩かにして長く且低く漏らすものと、急にして短く且高く、多くは笑ひと共に發するものとあり。總

感應  
情緒

じてこれ等の感情表出の際には、四肢の運動これに伴ふこと多し。

怒及び恐 嬰兒に現はるゝ怒及び恐は、單に氣に入らぬ刺激に對して不快の感を表はすに過ぎずして、利害に關する明かなる觀念の成立せるにはあらず。されば、情緒といはんよりは寧ろ感應なりといふべし。感應とは感覺に伴ふ快不快の感にして、情緒とは、利害の觀念これに伴ひて一層複雑となれるものをいふ。

泣・笑・怒・恐は、何れも己れを護る自然の本能より現はるゝものにして、これに依りて、嬰兒はよく己れに害あるものより遠ざかることを得るなり。

第二節 幼兒期

第一 幼兒情意の發達

變化

活動性 幼兒は、さながら張り詰めたる弓の如く、僅かの刺激を受くとも直ちに反應するものなり。否、外部よりの刺激はなくとも、亦自ら活動を起すこと多し。これを活動性といふ。

又、幼兒は變化を好む。これ、一つには、總じて心身の働きは一進一退するものにして、いつまでも同じ情態にて同じ働きを続け難きと、二つには、幼兒の神経は成人に比すれば早く疲れ易きとによる。これぞ、幼兒がよく活動すると同時に疲れ易く、忽ち喜ぶと同時に、飽き易き所以なる。

把持性 この期頃の兒童には、物を把持せんとする本能即ち把持性最も盛んに現はれて、その活動の中心となる。例へば、店に並べられたる品物なども、直に手に取つて見んとし、果ては父母の止むるをも聞かざることあり。この性は、

意志

一面には感覺の發達を助くるものにして、即ち眼の感覺が十分に働く爲には手に取つて見るを便利とし、音を聴くにも亦同じく手に取つて試みることに依りて一層確實となる。他面に於ては、この性は意志の發達を助くるものなり。意志とは、己が考によりて運動を起さんとする働きなり。總べての隨意筋は、皆意志の機關なれども、就中最も多く役立つものは手にして、書寫細工は言ふに及ばず、家屋の建築、器械の製造等に至るまで、日常の生活に於ける大小の行動は、何れも把持性に基づく手の運動によらざるはなし。

自我

幼兒に於ける把持性の發動は、自我の發達を現はすものといふを得べし。蓋し、自我は、意志によりて現はるゝものにして、自ら決心し、自ら運動することによりて、益明かとなるものなればなり。兒童が物を手に持つは、これ自我の範

色

圍を擴むるものにして、己が力によりて外界を支配する基礎は、かくの如くにして次第に養はるゝなり。

色彩の愛好 兒童は、三歳乃至七歳の間に、色の名稱と色そのものとを結合して、色の觀念を作り得るものなれども、初に認め得るは赤・黄・綠・青の四色に過ぎず。これ、赤・黄の二色は、その光線の刺激強くして注意を惹き易く、又青と綠とは空・水或は植物の色にして、これを見る場合多く、且長く見つむとも疲れざる溫和の色なればなり。

色彩に對する兒童の好惡は必ずしも一樣ならず。總じて濃厚なる色を好むもの多けれども、その色の種類に至りては、兒童によりて多少の相違あり。これ兒童は己が愛する人若くは物の關係よりしてその色に注意し、かくてその色を愛するに至ること頗る多きものにして、これは母の色

好惡

幼兒の摸倣

「これは姉の色」などいひてそれを好むが如き然り。これ獨り色彩に就てのみならず、概して兒童の好惡にはかくの如き傾あり。

摸倣性 兒童がよく摸倣をなすは、普ねく人の知る所なり。この性は、最も早く現はるゝものにして、幼兒がその運動稍自由となるや、不完全ながらも早や摸倣を始む。かれ等がをかしき手ぶり、覺束なき足つきにて、兄弟の運動を摸するが如きこれにして、その最も盛んに現はるゝは三四歳の頃にあり。

元來、摸倣作用は、社會生活に必要なものにして、人類の發達に缺くべからざる所なるが、殊に、幼兒にありては、やがて學校生活を營み、更に廣く、實際生活を營むべき準備として、頗る大切なるものなり。

摸倣作用の必要

遊戯性 遊戯も亦幼兒の本能にして、強き想像と結合して  
 兒童の生活の大部分を充たすものなり。男兒は、父に擬し、  
 兄に擬し、進んでは加藤清正・東郷大將等に擬して遊び、女兒  
 は母に扮し、姉に扮し、名高き古今の女性に扮して遊ぶ。戰  
 争遊・姉様遊・飯ごとなどは、何れも、盛んなる遊戯性が強き想  
 像と結合して現はれ來たる幼兒の生活に外ならず。

歌謠性

この遊戯性と相伴うて、歌謠性亦大に發達す。幼兒は總  
 べてを歌にして謠ふ傾あるものにして、こは想像より來た  
 るにはあらで、寧ろ摸倣性の一種に屬し、周圍の人の歌へる  
 こと、又は自然の音の快きものを聽き、それを摸倣して謠ふ  
 ものなり。

感情作用 幼兒期は、感應より次第に情緒に移りゆく時期  
 にして、随つて好惡の情著しく表はる。好惡の情起りて、こ

第十圖の説

右、甘味  
 中、酸味  
 左、苦味

第十圖 味に對する感應の表出



れを好む、かれを惡むといふからに  
 は、その好まるゝ物、惡まるゝ物あり  
 て、自己に對せざるべからず。かゝ  
 る對象の明かとなるには、觀念の作  
 用を要す。幼兒期に入りては、觀念  
 作用漸く起り來たるが故に、情緒乃  
 ち現はるゝものにして、他方より見  
 れば、幼兒に好惡の情の現はるゝは、  
 やがて自他の觀念の成立せるを證  
 するものといふべし。かくて、怒及  
 び恐の如きも、嬰兒期と異なり、明か  
 にその對象を認めて、これに對して  
 發するなり。

表情

同情

愛情

感應及び情緒は身體の上に表はるゝものにして、これを表情といふ。

社會的感情 社會的感情も亦次第に表はれ來たるを認め得べし。例へば、同情及び愛情の如きも、この期頃の兒童には既に表はれ、人の悲しむを見て己れも亦悲の表情をなす。されど、人の心の情態を推しはかりてこれを現はすといふよりも、寧ろ、その人の表情が生理的に眼に刺激を與へ、それが爲に同様の表情をなすといふを當れりとす。愛情の如きも、母乳母等が乳や食物を與へ、己が慾望を満たし、呉ることと、これに對する満足之情とが結合して、母親母乳その他の人を愛するに過ぎず。かくの如く、同情も愛情も始は多く自己を主とする情態より發して、次第に他人に對する情となるなり。

第十圖

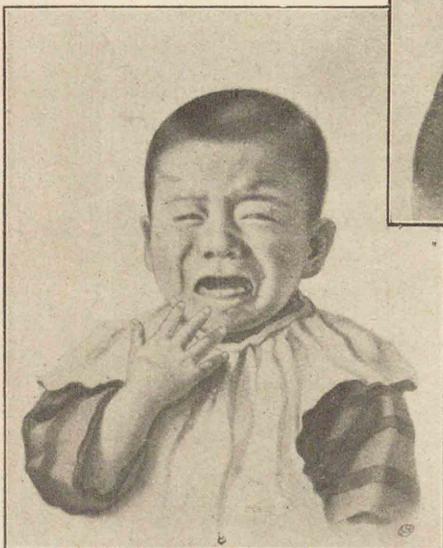
情緒の表出の一



みかには



ひらわ



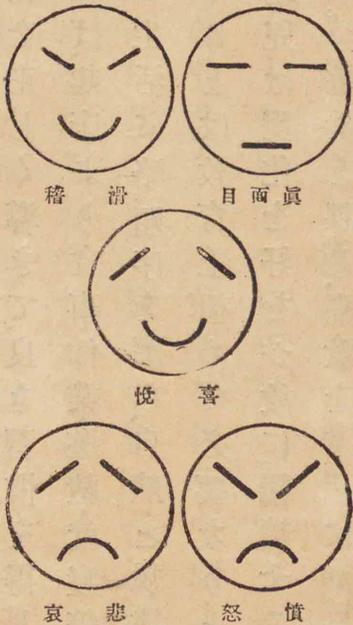
きな

第二 幼児情意の教育

一 活動性の教養 活動性を正しく導きて良き習慣を養ふこ

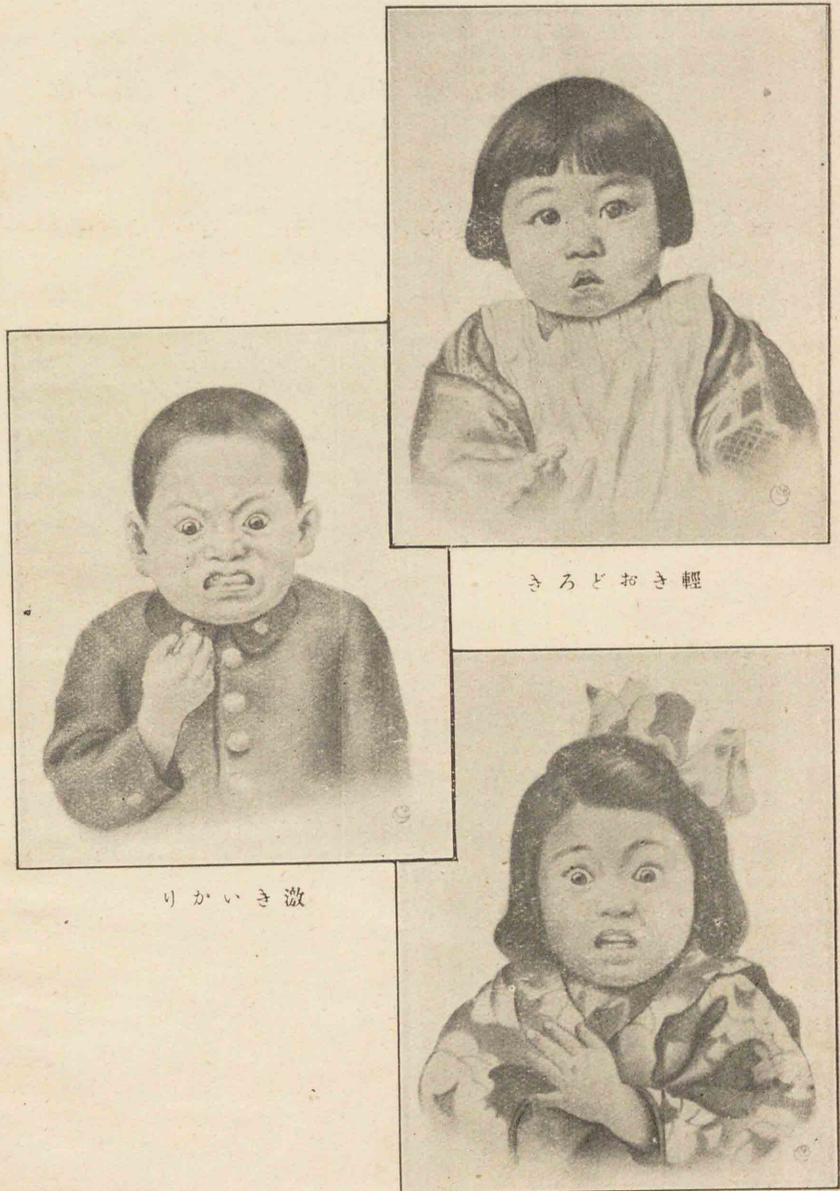
應の加はりたるものなり。されば、感覺より導かれたる苦痛の感情は、幼児の自我中心なりといふべし。例へば、外物を持ちて外物を打つ時には痛を覺えざるに、わが手にて外物を打てば痛を感ず。これ「我」を感ずる始にして、かくて次第に我と物とを區別するに至るなり。

第二十圖 情緒の表出の模式



自我意識 幼児の有する自我意識は苦痛の感を中心とす。言ふまでもなく、苦痛は純粹の感覺にはあらず。多くは感覺に感

第十圖 情緒の表出のそ二



きろどおき輕

りかいき激

れそお

とは、幼兒教育の要點なり。習慣は一種の記憶にして、筋肉に記憶の残れることなれど、意識的のものにはあらずして、寧ろ筋肉の活動そのものが無意識的・器械的に聯合せられたるものに外ならず。かゝる習慣は、成長の後に生ずるにはあらずして、生後より直に生ずるものなり。昔よりも習慣は第二の天性といひ、又習慣は天性に勝ざる。ともいへる如く、習慣は實に人の品性の基礎なれば、幼き時より兒童の活動を正しく導きて、良き習慣を得しむること大切なり。されば、起床より食事・作業・遊戯・就寢等のことに至るまで、一日の生活に略、順序を定め、自然と規律の生ずるやう兒童を導くことは、教育上極めて必要なりとす。

幼兒は變化を好むが故に、繼續する仕事はかれ等に困難なり。遊戯を課し、唱歌をさすにも、長きに過ぐれば却つて

變化の必要

その心身を害ふ虞あり。故に、幼稚園の遊戯なども、十分間乃至十五分間づつにて變へ、たとひ一事を續くるとも、その間に變化を與へて、疲勞の恢復を圖るべきなり。幸に、幼兒は、成人に比すれば、疲勞の恢復早く、僅かの休息に依りてその心身再び新鮮の情態に復することを得るものなれば、幼兒には、短く事を課して又短く休ましむるを適當とす。

二、玩具の選擇

幼兒の把持性を利用して種々の活動を練習せしむるものは玩具なり。兒童は、總じて玩具を好むものなれども、就中その缺くべからざるは幼兒期なり。教育的の玩具は、これを分ちて、感覺の練習に適するもの、知力的作用を養ふもの、美情を養ふもの、徳性を進むるもの、筋肉の活動を進め意志を鍛鍊するもの等となすことを得べし。

三、摸倣性の教養

摸倣には利害の兩面あり。大體よりいへ

摸倣の利

74

ば、摸倣は生活に必要なものにして、これ無ければ、われ等は社會に生存すること能はず。われ等の道德・知識・技能の發達も、摸倣によりて進むものにして、いかなる發見・發明もその始は必ず何物かを摸倣して得らるゝなり。摸倣の人生に大切なること知るべきなり。されど、又他方より見れば、世に摸倣ほど警戒を要するものはあらじ。凡そ、兒童の悪事を覺え、品性を墮落せしむること、多くは摸倣より來たる。何心なくまねたることの、いつしか性となりて、遂には生涯取り返しの付かぬやうになることも、なかく少からず。

摸倣の害

積極の方法  
消極の方法

されば、幼兒の摸倣性に對しては、常に積極・消極の二方法を取るを必要とす。積極の方法とは、よきことを見習はしむることにして、消極の方法とは、悪しきことに遠ざからし

むることなり。例へば、幼兒が悪事を摸倣する時にも、これに對する方法は積極・消極の二處置を取るべし。即ち、一方には、それを見聞きさせぬやうに仕向け、他方には、今受けつゝある誘惑よりも一層強き刺激を與へて、それにかれ等の興味を惹きつくるがこれなり。

四、感情の教養

幼兒の怒や恐は、身體の情態より來たること頗る多し。されば、身體に對する處置を十分にすること先づ必要なり。されど、この期頃の怒や恐は單なる感應にはあらずして、既に情緒の類に屬するものなれば、心意の方面よりも多くの注意を拂はざるべからず。例へば、その物の恐るゝに足らざること、或は恐るべきものにあらざることとを明かに悟らしむるが如き、即ちこれなり。

第三節 少年・少女期

75

## 第一 少年少女情意の發達

76

感情の情態 少年の感情は概ね主我的にして、自己中心の情緒専ら働き、同情・愛情の如きも、自我の念に基づきて起ること多し。而かも、その性質は激烈にして、且一時的なるを常とす。

されど、社會意識も次第に發達するを以て、羞恥の情も亦發動し來たる。元來、羞恥の情は、兒童が社會意識を有せざる間は起らざるものにて、多くの人と遊び、互に交る間に、人に笑はれなどして苦痛を感じ、不快なる經驗をなすに依りて次第に現はるゝものなり。

情操 この期に於ては、情操も亦現はれ來たる。情操とは、最も發達せる感情にして、これに四種あり。一は、眞・妄に對する快・不快の情にして、これを知的情操といふ。二は、善・

惡に對する快・不快の情にして、これを道德的情操といふ。三は、美・醜に對する快・不快の情にして、これを美的情操と稱す。四は、信仰に對する情にして、これを宗教的情操と名づく。これ等は、何れも情緒の如く利害の觀念には關係なく、眞・妄・善・惡等に對して生ずるものにして、人類の生活に特有の感情なり。

爭鬭性 人に對しても、草木に對しても、總じて物を愛すること少なく、寧ろこれを敵視して、これと争はんとする性質を爭鬭性といふ。少年・少女期に入りて、かゝる性の表はるるは、一には、身體の運動系統發達して、その動力強大となるにより、二には、活動を好み新奇を愛する情の著しく旺盛となるにもよる。

名譽心 兒童は、賞讃せられ名譽を與へらるゝ時には、非常

77

に喜ぶものなり。この念は、己が爲したることを他の者が認めてこれを褒むるによりて生ずるものなれば、社會意識の發達と相俟つものなり。

英雄崇拜 名譽の念は、更に兒童をして英雄崇拜の情を高めしむ。蓋し、英雄が種々の事業をなして名聲を擅にせることは、名譽心に富みたる兒童には、最も欽慕の標的となるものなればなり。されど、かれ等に英雄と思はるゝは、必ずしも歴史上の大立物のみにはあらず。嬰兒幼兒にありては、父母を始として、巡查・學校教師等皆偉らしと見ゆるものにして、次では見聞せる名高き人を崇拜し、更に進んでは、古今東西の人物中その崇拜の對象を求むるに至るなり。かくて、少年・少女は次第にその腦裡に理想の人物を描くに至る。

遊戯 或學者が「人間に兒童期のあるは遊戯をなさんが爲なり。」と言へる如く、兒童期は遊戯期にして、兒童はこれによりて心身のあらゆる力を働かしめて、將來生活の準備をなすものなり。今、兒童に於ける遊戯の發達する有様を示せば左の如し。

- 一、嬰兒期 おしやぶりを弄び、物を把み又は握る遊、でんでん太鼓、風車、人形遊、飯ごと等。
- 二、幼兒期 木馬、竹馬、獨樂、紙鳶、土掘り、小石、貝拾ひ、繩飛、鬼ごっこ、隠れん坊、戰爭遊、寶取、旗奪、追羽根、毬遊、學校遊、商ひ遊等。
- 三、少年少女期 前項の外、犬を愛し、猫を喜び、鳥を飼ひ、又園藝をなし、角力、競走を好み、遠足を喜ぶ等。
- 四、青年處女期 前項の外、ベースボール、フットボール、ロー

心身の發達に應じて、遊戯の種類のおのづから推移するを見るに足るべし。

注意作用 この頃より、注意の作用は漸次に發動的の傾向を帯び來たり、外界の刺激の有無に拘らず、己が意志を以て目的物に心を寄することを得るに至る。即ち、無意注意よりして、次第に有意注意の發達を見るなり。

道德意識 道德的情操の發達は、道德意識の進歩を語るものといふべし。幼兒期にありては、父母・教師の賞罰によりて僅かに善・悪を感じ、快・不快を覺ゆるのみなりしが、摸倣の作用益、發達するにつれて、社會意識次第に生じて道德意識の中心となり、服從制裁等の念も亦漸く確實となる。例へば、その遊び仲間が、皆或ることを爲せるに、己れ獨りこれを

無意注意と  
有意注意

爲さざれば、著しく心に咎めて苦痛を覺ゆるが如し。これに加ふるに、賞罰を受けたる經驗は、父母・教師・長上等の命令は服從せざるべからざるものなりとの念を生ぜしめて、兒童の道德心は益・明かとなる。かくて、遂に己れ自ら善・惡を辨別するに至り、殊に情操の發達と相伴うて、善を喜び、惡を嫌ふことも亦益・深くなりゆくものなり。

第二 少年・少女情意の教育

一、争闘性の教育 少年・少女期に於て兒童が表はす争闘・殘忍の性質は、必ずしも永續してかれ等が遂に惡人となるの徴候とは速斷すべからず。實は、全く一時の現象にして、次第に同情・愛情の念に支配せらるゝに至るものなり。されば、争闘・殘忍の性現はれ來たることありとも、濫りにこれを抑ふることをのみ努むることなく、適當にこれを導き正すこ

争闘性の導  
き方

と必要なり。例へば、残忍の性と相伴へる狩獵の愛好を應用して、博物の標本を集めさせ、それを綺麗に整頓せしめて學問上の事に用ひしむるが如き、或は、争鬪性に屬する競争の情を善用して、身體の鍛鍊、氣質の練磨を圖らしむるが如き、何れも皆然り。

二、名譽心の教育 名譽心は、これを適當に導かざれば、種々の弊害を生ずる虞あり。虚榮心の如きは、名譽心が誤れる方向に向へるものに外ならず。即ち、他人の稱讚を受くるに足るだけの力なくして、恰もあるが如くに装ひ、以て賞讚を買はんとするものなり。されど、眞の名譽心は、道德上より見て頗る大切なるものにして、人の善行を刺激し獎勵するものなれば、少年少女期の教育上には、常に名譽心を善用すべし。兒童が悪を爲したりとて、漫りにこれを罵りて、かく

兒童の名譽心を傷けること勿れ

ては將來の見込全く無しなど、さながら大惡人なるが如くに言ひけなすは、却つてその名譽心を傷つけて、時には自暴自棄に陥らしむる虞もなきにあらず。

三、英雄崇拜の念の善導 英雄崇拜の念も、亦これを善導すること大切なり。これが爲には、着實圓滿なる事例を取り、或は説きて聞かせ、或は讀みて知らせなどして、なるべく、兒童をして、正しき模範を選び、よき理想を作らしむべし。されど、身體も猶弱く精神も未だ十分ならざる兒童に、唯、英雄豪傑の話をのみ聞かせて、それを崇拜の中心となさしむるが如きは、却つて一方に偏して、生涯の進路を誤らしむるに至る虞なきにあらず。

四、注意の教養 有意注意は、この頃より發達し來たるとはいへ、兒童は猶本能に支配せられ易きものなれば、自然にの

正しき模範を選びしめよ

み任せ置き置きては、感官の刺激のまにまに、その心の移り行くを免れざるべし。

學校にて受くる教育の進むにつれて、兒童の有意注意も亦進むものなり。學校の教育は、常に知識技能を覺ゆる爲のみにあらず、一生に亘りて必要な學習の習慣を得る爲にも、亦大切なることといふべし。凡そ物を習ふといふことは、己が力を用ひてこれに注意を集中するにあらざれば、全うし難きことなれば、注意を集中することは、學習上にも修養上にも大切なることにして、心意の健否は、注意の如何によりてこれを察することを得べし。されど、兒童の注意は猶永續し難きものなれば、適當に休息を與へて、過勞に陥らざらしむるやう心掛くること肝要なり。

五、道德意識の教養 この期頃の兒童には、良心の制裁未だ十

注意を集中せしめよ

良き感化を與へよ

分に發達せず、その思想・行爲共に周圍の事情によりて左右せらるゝこと多きものなれば、少年少女の德育には、生活を規律正しくし、境遇を整へ、良き氣風の裡に自然と良き感化を受けしむること、何よりも大切なり。随つて、事毎に反省を促し、良心に訴へしむるよりは、良き模範を示して、これに模倣せしむるを優れりとす。その他、訓諭・命令の如きも、前後に撞着なくして、よくこれに服従せしめ、又仲間の制裁を正しくして、惡より遠ざからしむる等、總じて外部より適當なる刺激を與ふるを以て有效なりとす。

## 第三篇 教育の法

## 第一章 家庭教育

## 第一節 家庭

家庭生活 人は、生るゝや否や、家族の一員として家庭生活の中に入るものなり。されば、衣食住に關する身體養護のことは勿論、愛情、從順、勤勉、共同等、凡そ人生に必要な諸種の力も、その根本は何れも皆こゝに養はる。

家庭 家々には家風あり。兒童は先づこれに染みて家族の人々と同化する。その漸く長じて、學校に入り、更に實際社會に出づるに及んでも、家庭の教育的勢力は、毫もその力を弛むることなく、常に學校、社會と協力して、絶えず兒童の

發育を支配し行くものなり。

家庭生活の理想 夫は外に働きて一家支持の計をなし、妻は内に勤めて家事の處理を司り、相待ち相助けて以て一家の圓滿を致すは、これ實にわが邦に於ける家庭生活の理想とする所なり。夫の事業を助けてこれを成功せしめ、諸共に社會に貢獻するを妻たるもの、務とする者は、近頃目ざましく起り來たれる所にして、固よりよきことにはあれど、それも子女の教養を全うしての上のことなり。子女の教養を全く忘れてはその價值甚だ少し。

## 第二節 家庭教育の任務

親の情 子を愛するは親たるもの、自然の情なり。されば、山上憶良は、

白かねも黄金も玉も何せんに

まさされる實子にしかめやも。

と歌ひ、諺にも「子實」とて最も子を貴べり。

抑、子孫は、祖先以來の血統を無窮に傳へ、家系を永久に續かしむる所のものにして、それを善良・有爲・強健なるものに仕立て、益、家風を興し、大に家名を揚げしめんことを冀ふは、總べての人情にして、

ひさ方の月の桂も折るばかり

家の風をも吹かせてしかな。

と祈るは、獨り菅原道眞の母のみにあらざるなり。

家族制度

元來、わが邦は、家族制度とて、家を本として社會を組立てたる國柄なれば、遠き古より傳へられたるわが祖先の血統を斷ち、わが家の歴史を汚すことは、この上もなき不孝といはざるべからず。而して、家風を興し、家名を揚げ

しめんには、子女をして善良・有爲・強健ならしめざるべからず。

子女の教育 子女をして善良・有爲・強健ならしめんには、これを教育せざるべからず。中江藤樹は、これにつきて、

我が身は親に受けたれば、即ち親の身なり。親に受けたる我が身を分けて子の身となしたるものなれば、子の身も根本は親の身なり。子をむざと育て、悪しき道へ引入るゝは、親の身を惡道へ陥るゝに異ならざるが故に、子に能く教へざるは大不孝の第一なり。さて又、家を興すも子孫なり、家を破るも子孫なり、子孫に道を教へずして、子孫の繁昌を求むるは、足なくして行くことを願ふに等し。

といへり。誠に至言といふべし。

母の天職 子女教育の必要なることかくの如し。而して子女をはぐくみ育つるは母の天職なり。故に母は家庭教育の第一歩を擔當するものにして、随つてその責務の重きこと言ふまでもなし。

第三節 家庭教育の精神

かの家とこの家と家風の異なるありて、その躰方自ら相同じからざるは、理の當さに然るべき所にして、家々存立の意義茲にありといふも過言にはあらず。一國に特有なる精神文化の存するありて、時代より時代へと順次に傳へられ行くと同じく、家庭にも亦特有なる家風ありて、子より孫へと相傳へらるゝものなれば、これを授けてこれに同化せしむることは、これ祖先の遺風を顯彰する所以にして、實に家庭教育の精神なり。

家庭教育の精神

家憲

わが邦古來の美風 わが邦の歴史上には、これ等の顯著なる事蹟實に枚舉に遑あらず。試みにその一二を舉ぐれば、かの吉野の朝廷力衰へし頃に、楠木・北畠・菊池の諸氏が、父子相傳へて王事に奔走せしが如き、又は、菅原氏・清原氏等が、代々相繼いで學事にいそしみしが如き、何れも皆よく家風を傳へたるものにあらざるはなし。不文の習はしなりし家風が明文に改められたるもの、これを稱して家憲といふ。家憲は、國に憲法あるが如く、その家の礎となるものにして、家憲を重んじ、家風に隨ふは、實に祖先の志を繼ぎて一家の面目を發揮する所以なれば、極めて大切なることといふべし。家系を尊び、家風を重んずるは、わが邦古來の風習なるが、その基づく所は、實に深く固有の社會組織にあり。わが邦は、所謂大和民族が打ち建てたる族制國家にして、他國に於

けるが如き雑多なる種族の集合にはあらず。わが皇室が、開闢以來一系連綿天壤と與に窮りなく在ますことは申すも畏し。われ々臣民も、亦何れも皇祖皇宗に忠勤を勵みし臣民の子孫なり。されば、家系を尙び、家風を重んずるは、わが邦社會組織の奥底に最も深く根ざせる特質にして、大伴家持が、

しきしまや大和の國にあきらけき

名におふ伴の雄心つとめよ。

と歌へるも、戰國時代の武士が陣頭に立てば名乗りを上げ、祖先と自分との氏名を告げて決闘せしが如きも、皆この精神の發露なりといふべし。

かくの如く、社會の組織も、國民の生活も、又人の事業の仕方、皆國を本とし家を本として産み出さるゝわが邦に於

て、家風と家系とを重んずる精神を養ふことが實に家庭教育の眼目たるは、固よりその所なりといふべし。

第四節 家庭教育の方法

第一 胎教

人の發育は、誕生の後に始まるにあらず、母の胎内にありて、既に著しき發達を遂ぐるものなり。されば、母は、その子の胎内にある頃より、深く心を用ひてその發育を十分ならしむるやう圖らざるべからず。これを胎教といふ。

賢母と胎教 伊藤仁齋の妻は、妊娠中より常に聖經賢傳を聽きしが、その子東涯は、長じて父にも劣らぬ學者となれり。周の文王の母は、その妊娠するや、目に悪色を視ず、耳に淫聲を聽かず、口に敎言を出さずして、文王を生めりと傳へられ、又ナポレオンの母は、妊娠中、絶えず古英雄の傳記を讀みて、

ナボレオンを生みたりといふ。その他胎教に心を用ひたる賢母は、昔よりその例に乏しからず。これ、洵に然るべきことにして、妊娠中の母の思想感情並びに生活の情態は、實にその子に少からざる影響を及ぼすものなればなり。

妊娠中よりの注意

胎教の方法

されば、母は、妊娠中より己が身體の健康と衛生とに注意し、生活を正しくし、營養をよくして、胎兒の十分なる發育を圖るべきは勿論、常に思想を純正にし、感情を和平にして、甚だしき感動を避け、心配・煩悶等の爲にその心身を苦ましむるが如きことあるべからず。周囲の者も、亦なるべくこれを勞はり助けて、妊婦をして過勞に陥らざらしむるやうに努むべし。これ、決して妊婦の爲のみにはあらず、實に胎兒の爲にして、延いては又一家一族の爲なればなり。

第二 家庭に於ける體育

身體の養護が教育上大切なる任務なることは、いかなる時期に於ても變りなけれども、人の幼少なる時ほど、その任務は重くして且大なりといふべし。何となれば、この時期に於ては、僅かなる手落ちよりしてあたら子寶に瑕を與へ一生取かへしのつかぬことになることも仲々に多ければなり。されば、兒童身體の發育に應じて、絶えずそれらの注意を拂ふことは、家庭教育の一日も忘るべからざる所なり。その詳しきことは前篇に於て既に學びたれば、よくこれを實行することを努むべし。

第三 家庭に於ける知育

家庭に於ける兒童の經驗 總じて、事物を理會するといふことは、曾つて經驗せし所の知識を以て新らしき經驗を解釋

し、己が既有的の知識中にこれを收むることに外ならず。されば、過去に於て如何なる經驗を有せるかは人の理會を決定する上に於て最も大なる力を有す。同じ一羽の胡蝶にても、詩人はこれを春の女神と眺め、哲學者はその去來の中に宇宙の真相を觀じ、動物學者は生物界の法則をその構造の上に讀むなり。これ何れも過去の經驗の相違に基づけばなり。

かくの如く、知能收得の基本たる初發の經驗は、皆家庭に於て養はるゝものなり。されば、家庭は、何事につけても、正しく且精密に觀察する習慣を兒童に養ひ、以て事物をよく理會するの練習をなさしめざるべからず。うるさしとて等閑に附し、何等の指導をも與へずして捨ておくが如きは、大なる誤なり。

## 豫習

家庭に於ける豫習復習 漸く長じて學校に通ふ頃ともなれば、次第に豫習と復習とに注意すべし。豫習とは、學校にて

學ぶ前に、廣くこれが素地を作ることにして、唯、日々の課業を前以て調べしむることにはあらず。兒童は、かゝる廣き基礎の上に立ちて、始めて愉快に且自信ある學習をなすことを得るなり。徒らに學校の成績を上達せしめんが爲に漫りに先きの事ばかりを教へ授くるが如きは却つて學校に於ける學習の興味を殺ぎて、兒童の注意を散漫せしむる虞あり。なるべくは、兒童自らをして明日又は明後日學習すべき箇所の大意を探らしめ、その自ら解し得る部分と解し得ざる部分とを考へ、後者のみを暗示的に教へて、學習に對する期待と自信とを強からしむべきなり。

復習とは、一たび學びたる所を習熟せしむることにして

## 復習

これによりて理會は一層確かとなるものなれば、その大切なること言ふまでもなし。兒童は、反省の力猶弱ければ、學校に於て多勢にて一齊に教へられたることを、自分にては理會し得たりと思ひて、満足し易きものなり。されば、或は發問により、或は談話によりて、兒童の知識を發表せしめ、備はらざる所あらば更に考へしめなどして、眞の知識を確實に得しめざるべからず。されど、學校にて習ひたる所を、習ひたる形に於て習ひたる程度に繰り返さしむるのみにては、兒童は却つてその興味を失ふべし。されば、或はその順序を逆にし、或は類推應用を要する形に變じ、或は手工にて習ひたるものを圖畫として發表せしめ、或は地理にて學びたる所を紀行文として復習せしむる等なるべく新らしき興味を惹き起さしむるやう工夫を加ふべし。要するに、兒

復習豫習の時間の標準

童の眞の知識はよき豫習よき復習によりて完うせらるゝものなることを忘るべからず。復習豫習等家庭に於ける學習に要する時間は、兒童の年齢程度によりて同じからざれども、普通の場合に於ける大體の標準を示せば左の如し。

尋常一・二學年	一日	三十分間以内
同 三・四學年	一日	一時間以内
同 五・六學年	一日	二時間以内
高等科各學年	一日	三時間以内

學校に對する注意 又家庭に於ては、兒童の學校に於ける成績に注意し、これに應じて適宜の指導を與ふること肝要なり。學校の教育は團體的にして一齊に加ふるものなれば、多勢の兒童に、それらの個性に適中せしむること難し。

又その課業は、學級全體・學校全體の成績を標準として進めらるゝを以て、その力に多少の相違ある各兒にとりては、常に長し短しの憾あるを免れず。これを補ひてその各に適合せしむるは、家庭教育の任務なり。されば、家庭は、學校に於ける兒童の成績に注意するに止まらず、兒童の傾向殊にその長所・短所に注意して、これを導くことを努めざるべからず。

社會に對する注意 家庭は獨り學校に對してのみならず、又社會に對してもその教育上の影響に大なる注意を拂ふことを要す。手當り次第に新聞雜誌を讀ましめ、無制限に見世物・活動寫眞などを觀しむる等は、害多くして利少きこと言ふまでもなし。されば、課外讀物を選択し、遊覽・見物の範圍を取締り、絶えず不良の刺激を避けて、良き感化を受けし

むるやう努むべし。

#### 第四 家庭に於ける德育

家庭と品性の基礎 總べての知識が家庭に於ける經驗を基とすること、今述べたる如くなるが、それにも増して、兒童の品性に重大なる關係を有するは、家庭に於ける德育なり。諺にも、「三つ兒の魂百まで」と言へる如く、幼時に於ける家庭の躰は實に人間一生の行爲の源泉なり。例へば、わが父母の誕生を祝ひ、わが子の健康を祝する心は、やがてわが祖先を尊び、わが家系を重んずる心となり、わが家の祖先を尊び、わが郷土の氏神を崇むる心は、やがてわが皇祖・皇宗を尊崇する心となるなり。

論語に、「孝悌はそれ仁たるの本か」と言へり。これ、父母・兄弟に對して從順なる子女は、社會の人々に對しても亦從順

なるべきを説けるものにして、實際に於ても、家庭にて善良なる子女は、學校にても善良なる兒童なり。かくの如き兒童は、必ず忠良なる臣民となるものにして、忠臣は實に孝子の門より出づ。

徳性の涵養 同情深く愛情濃やかなる家庭に於て育てられたる子女は、他人に對しても亦同情深く愛情濃かなり。これに反して、不良少年となりて社會に迷惑をかくる者は、多くは圓滿ならざる家庭より出づ。「子供は家庭の鏡」とはよくもいひけるものかな。されば、社會生活に於て大切な同情・愛情等の念も、亦家庭教育の賜なりといふべし。思ふに、親が苦痛を厭はず、快樂を願はず、一身を忘れてその子のために盡す犠牲的情愛は、やがてその子の心中にも、かゝる情愛を醗酵せしむるものなること疑を容れず。

愛に溺る、  
弊

家庭生活は、人に大切なる諸徳を養ふものにして、世に父母ほど強大なる感化力を有する教育者は又とあらじ。されど、父母は一心に子を愛する餘り、その子に對しては直情徑行に過ぎ、忽ちにして喜び、忽ちにして怒り、褒めちぎるかと思へば罵りけなすなど、その褒貶賞罰、動もすれば常軌を逸し易し。されば、土御門通親は、

人の親の心は闇にあらねども  
子を思ふ道にまといぬるかな。

と歌へり。

されど、褒貶その當を得ず、賞罰その軌を逸する時は、子弟をして、或はひがみ、或はなまけしむること多し。深く思を致さざるべからざる所なり。殊に、豫め賞を約し、利を以て兒童を誘ひ、或は罰を豫言し、威嚇を用ひて一時の命令に服

從せしむるが如きは、甚だよろしからず。

第五節 家庭教育の長所と短所

家庭教育の長所 家庭の組織は、最も自然に且最も圓滿にして、簡單なる社會組織の模型なりといふべし。凡そ、人の社會上に於ける交際は、自己より目上か目下か、若くは自己と同等のものかに對する道に外ならず。然るに、家庭に於ては、上下の區別は明かにして、父母・祖父母の己れよりも尊きはいふまでもなく、兄弟も亦長者なるを以てこれを敬せざるべからず。弟妹は己が目下の者なれば、これを愛しこれを導くべく、僕婢はこれを慙まざるべからず。

この簡單にして圓滿なる秩序の中に、尊敬・從順・愛情・寛恕等の社會的情操を養ひ、團體的風習を學ぶは、これ成長の後實際社會に立ちて活動を營むべき品性の基礎を養ふ所以

長所の一

なり。更に進んで、正義を尙び、人情を重んずるの風も、亦一に家庭教育の賜なること、かの少年犯罪者の多數が、何れの邦に於ても不完全なる家庭の産物なるに見て、これを知ることを得べし。

又、家庭にはその人員に限あり。されば、兒童の身體に就ても、その精神に就ても、各人固有の傾向に應じてそれぞれ適宜の處置を施すこと容易なり。これ他の社會の到底企て及ばざる所なりとす。

家庭教育の短所 されど、家庭には亦短所なきにあらず。父母は、その子の教養以外に尙多くの務を有す。父は生計の爲に外に働くこと多く、殊に國民多數の階級にありては、生活の資を得んが爲に、星を戴きて出で月を踏んで歸るもの少からず。たとひ、家にありとも、店又は工場などに居て忙

長所の二

第一の缺點

はしき仕事に従事し、子供を顧みるには何程の暇をも有せざる者多し。母も亦、家業の爲に、家政の爲に、若くは雑務の爲に取紛れて、子の教養にのみその力を盡すこと能はざる事情もなきにあらざるべし。これ、家庭が教育の場所として免れ難き第一の缺點なり。

第二の缺點

次に、社會生活に於ては、目上目下の關係の外、朋友・同僚等對等の關係も亦頗る多きものにして、然かもその關係たるや、頗る複雑多様にして、實に生活の大部分を占むるものなり。然るに、これ等は、單なる家庭生活に於ては到底實習し難き所にして、幼稚園・學校等他の機關に於ける教養に待たざるべからず。これ、家庭が教育の場所としての第二の缺點なり。

更に、人の世に立ちて職業を執るには、多くの知識・技能を

第三の缺點

要するものにして、これが爲に、兒童は種々の修業を積まざるべからず。かゝる修業は、多くの家庭に於ては與へ難き所なり。たとひ、學殖に富み、閑暇を有する父母なりとも、その子に對する關係は、却つて親密に過ぎて、實際の授業には適せず。況んや、世間多數の家庭は、皆それらの職業を有するものなるに於てをや。これ、家庭教育の第三の缺點なり。

第二章 幼稚園

第一節 幼稚園の起原及び性質

フレール

幼稚園の起原 幼稚園は、今より八十年ほど以前に、獨逸の人フレールによりて創められたるものなり。フレールは、幼兒の活動性と遊戯性とを導きて作業に變ぜしめ、こ

その名の由來

第三十圖  
レフベールの保育像



れによりて兒童の自然に有する力を有効に發達せしむるは、即ち教育の道なりと考へたり。因つて、この考を以て教育所を開き、専ら幼兒を收容して教育を加へ、これに幼稚園てふ美はしき名を與へたり。蓋し、幼兒は、その

自然の發育甚だ盛んにして、一日も滞ることなく、而かも甚だやはしくしきを以て、これを草花にたとへ、又これを護り育つべき師傅を園丁にならずらへ、隨つて、その場所を花園に擬して、幼稚園と名づけたるなり。

幼稚園は、明治九年よりわが邦にも設けられ、始は東京女子師範學校内に設けられしが、年を追うて次第に全國に普

及し、遂に今日の盛況を見るに至れり。

幼稚園の性質 幼稚園は、満三歳より尋常小學校に入學するまでの幼兒を教育するを以て、その目的とす。家庭教育は、兒童の心身自然の發育を助け長ぜしめながら、一面には、家風に薰染せしめて、家族の善良なる一員を養成するものなり。又小學校は、家庭生活に於ける兒童の經驗を基礎として、これに國民生活に必要な道德・知識・技能を與ふる所なり。然るに、幼稚園はこの兩者の中間に位するものにして、幾分、家庭の埒外には出でながらも、未だ全く國家的陶冶の域に入り了らず、寧ろ、幼兒心身教養の一部を擔當して、家庭教育を助くるものといふべし。かゝる幼兒の教育を稱して保育といふ。されば、法令にも、

幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ

小學校令施行規則第九十六條

善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス

と示されたり。

第二節 保育の方法

保育の要領 幼稚園に於ける幼児保育の要領は、心身を健全に發達せしむることと、善良なる習慣を養ふことと、にあるは、今述べたる所の如し。法令にも、

\*小學校令施行規則第百九十六條

幼児ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼児ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ

と示されたり。蓋し、幼稚園は小學校よりも一層幼弱なる兒童を保育する所なれば、小學校の如く、學科を課して系統的の教授を施すべきものにはあらず。随つて、その項目は遊戯・唱歌・談話及び手技の數項に過ぎず。

遊戯

幼稚園にて行はるゝ遊戯には、通常二通りの種類

隨意遊戯

あり。隨意遊戯と共同遊戯とこれなり。隨意遊戯とは幼

兒をして、己が心のまにまに自由<sup>に</sup>遊ばしむるをいふ。兒童は、前にも述べたる如く、元來強き活動性、遊戯性を有するものにして、これを十分に働かすことに由りて、自ら意志を鍛へ知識を擴め身體を強壯にするものなり。されば、他兒の妨害とならざる限り、自由に遊ばしむるを可とす。これ最も自然に導く道なればなり。

共同遊戯

共同遊戯とは、多數の幼兒をして、共同して一樣の行動を

とりて遊ばしむるものをいふ。例へば、同じ歌を唱ひながら、或は進み或は退き、忽ちにして圓形忽ちにして方形と、團體的に行はしむる運動の如きこれなり。幼兒は、かゝる共同遊戯によりて、相親しみ相助けて、互に爲すべきを爲し爲すべからざるを爲さざる習慣を得べし。幼稚園の保育は、實に遊戯を中心として心身の發育を助くるものなりといふも過言にはあらず。

唱歌 唱歌は、歌詞も曲調も、なるべく平易なるものを用ひて、聽覺と發聲機關とを練習し、心情を快活にし、美感を養ひ、兼ねて徳性の涵養に資すべし。幼兒は、その聲域猶甚だ狭きものなれば、強ひて一定の範圍以上に高音・低音を出さしむることを努むべからず。

談話

幼兒期は、想像の働き最も強き時なれば、話を聞く

を喜び、又語るを好むものなり。されば、なる可く趣味ある事實・童話等の談話をなして聽かしめ、時には幼兒をして自ら談らしめて、發音言語を練習し、觀察・注意の力を養ひ、兼ねて徳性の涵養を圖るべし。

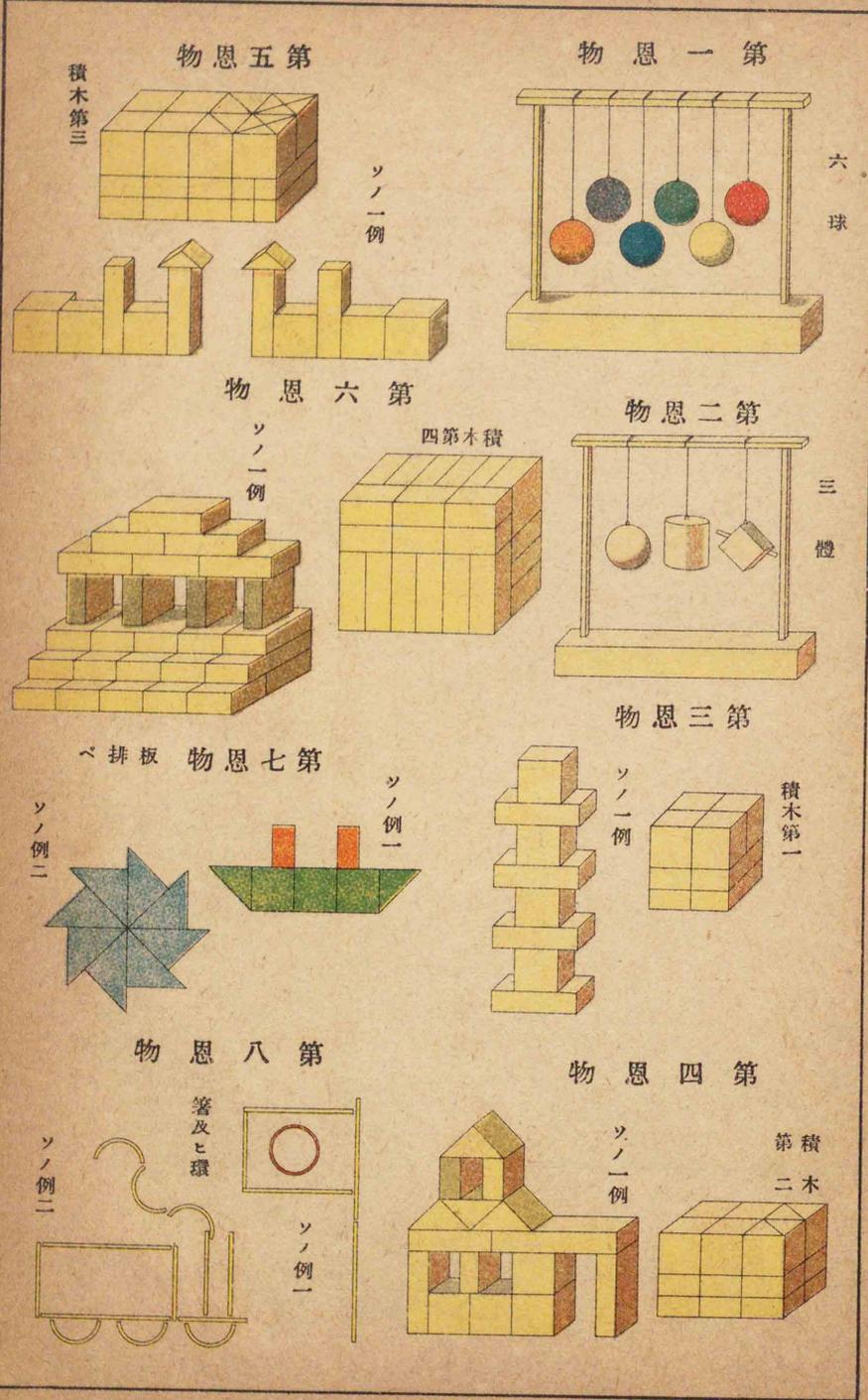
手技 幼稚園恩物を用ひて、手と眼とを練習せしめ、心身の發達を助けんとするものなり。

恩物 恩物とは、フレイベルの作り出したる玩具にして、「幼兒への恩賜物」といふ意味より、かくは名づけたるなり。

この外、近頃伊太利の婦人モンテソリーによりて新たに考へ出されたる遊具あり。フレイベルの恩物は、凡そ二十種より成り、六毬・三體積木・板排べ・箸及び環絲及び紐・粒體紙刺し・縫ひ取り・畫き方・紙剪り・折紙・板組み・豆細工及び粘土細工これなり。何れも、手近き材料を用ひて、種々の形體等を作

フレイベル  
の恩物

（一のそ）物恩のルベイレフ 圖四十第



モンテソリの遊具

り出し、又は書き出し、これによりて工夫・想像の力を練るものなり。〔第十四圖参照〕

モンテソリの遊具は砂紙板・輕重木板・高塔・大梯・長梯・圓柱・嵌木・幾何形木板・嵌木・絲卷排べ・紐結び・釦かけ等をその主要なるものとし、主として感覺と手指とを練習せしむるものなり。〔第十五圖参照〕

かく、恩物は工夫・想像の養成を主とし、遊具は感覺・運動の練磨を旨とすれども、共に手技の具たるに於ては一なり。保母は必ずしもこれ等の恩物・遊具にのみ拘泥せず、時により場合に應じて、適宜にこれを取捨選擇し、又新らしき材料を用ひて、手技を練らしむることを圖るべし。

遊園 幼兒をして自由に動植物を觀察せしめ、戸外に於て思ふがまゝに語りもし歌ひもし遊びもせしめん爲には、

第三十圖 ルベール物恩の(そ三)

紙疊ミ 物恩八十第

ソノ例三

ソノ例二

ソノ例一

一例ノソ

紙織リ

ソノ例二

ソノ例一

第十九恩物

豆細工

ソノ例一

ソノ例二

例一ノソ

第十六恩物

板組ミ

物恩七十二第

工細土粘

ソノ例二

ソノ例一

物恩七十第

ミ組紙

ソノ例二

ソノ例一

第四十圖 ルベール物恩の(そ二)

リ取縫 物恩二十第

ソノ例

物恩九第

紐ビ及赫

ソノ例一

ソノ例二

物恩十第

粒體

ソノ例二

ソノ例一

物恩三十第

畫キ方

ソノ例

物恩四十第

紙剪リ

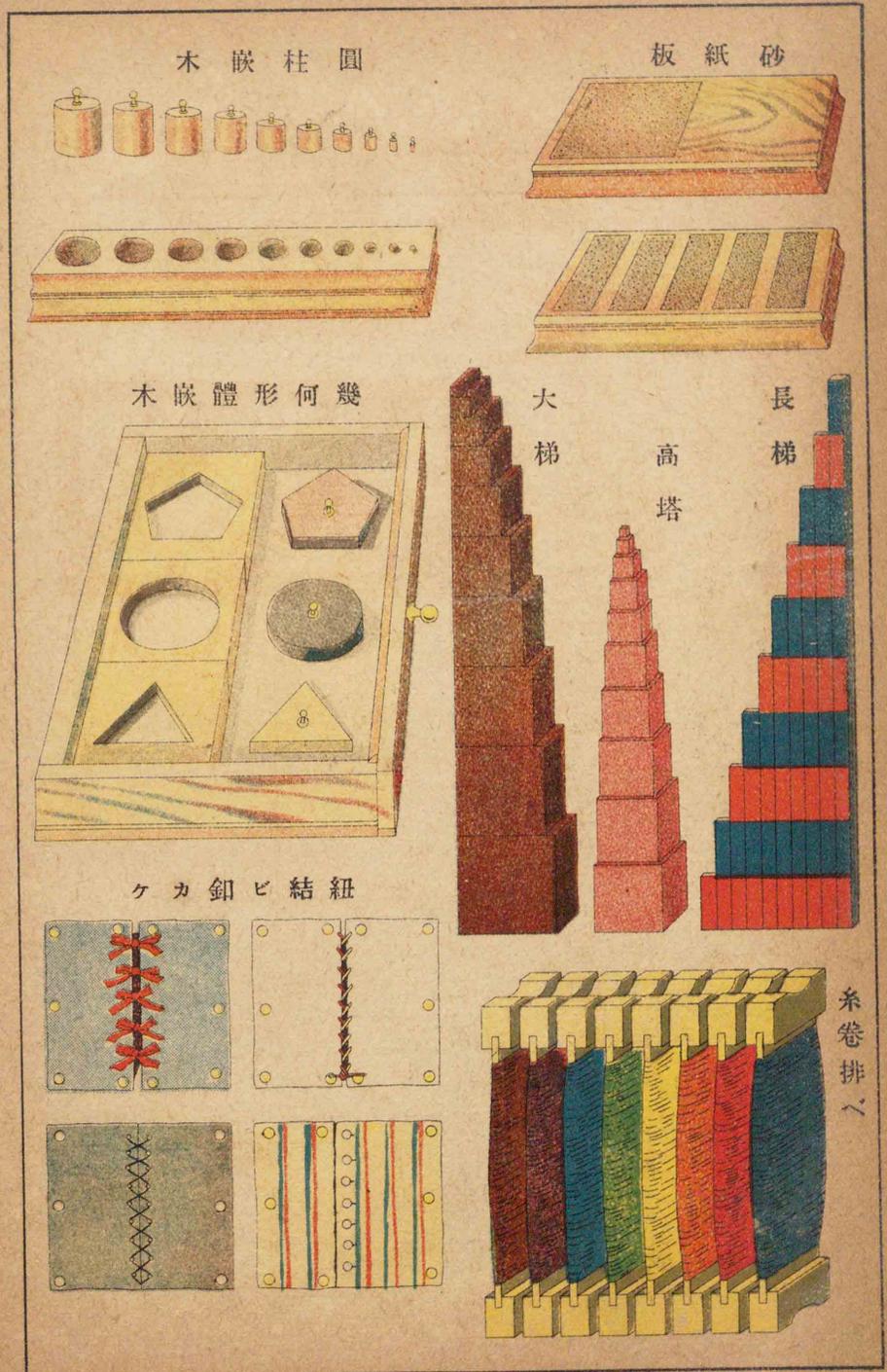
ソノ例二

ソノ例一

物恩一十第

シ刺紙

ソノ例



遊園を缺くべからず。幼稚園に遊園なきは、宛かも河に水なきが如し。されば、幼稚園には、保育室、遊戯室の外に、必ず遊園を設けざるべからず。遊園には、草木を植うるは勿論、砂場、小山、池などを作り、幼兒をしてその好む所に隨ひて遊ぶことを得しむべし。

保育上の注意

- 一、家庭と幼稚園とは、互に聯絡に注意し、幼兒の性質、生活の情態等に就てよく理會し、相補ひて保育の任を全うせざるべからず。
- 二、過度の仕事を課して幼兒を苦しむるが如きことあるべからず。寧ろ、愉快に在園せる間に、自ら心身の發育を全うせしむるやうに仕向くべし。
- 三、幼兒の體育を重んじ、なる可く遊園に於ける戶外保育

を盛んにすべし。

四、幼兒は活動性・遊戯性に富みて、暫くも靜止せざるものなれば、嚴格に過ぎて自由を束縛するが如きことなきやう心掛くべし。

五、幼稚園に於ては、多勢の同輩に交はるものなれば、わが儘を言はず、他人を尊重する等、子供相應に共同生活に慣れしむるをよしとす。

### 第三節 幼稚園の長所と短所

家庭と幼稚園 幼稚園は家庭の教育を助くる所にして、決してこれに代はるべきものにあらず。例へば、家風を會得せしむるが如きことは、幼稚園にては養はれ難く、幼稚園は寧ろ心身自然の發育を保護助長する方面にその價值を有す。

幼稚園の長所 教育上に於ける幼稚園の長所を擧ぐれば、先づ體育上より見れば、家庭に於けるが如き自由の間食など許されざれば、在園中の二三時間は、全く腸胃を休息せしめて、これを保護することを得べし。次に知育上より見れば、觀察を鋭敏にし、認識を確實にする效あり。又德育上よりいへば、己が用具に對して自ら清潔整頓を保つ等、幼兒相應なる自治の精神を養ひ、家庭に於て普通見られざる同位同等の交際も出來て、社會的意識を發達せしむる等の利あり。

幼稚園の短所 されど、長所の存する所は短所の伴ふ所たるを免れ難し。これを衛生上より言へば、幼兒期は非常に傳染病に感染し易き頃なれば、多數の幼兒を一堂に會するは、その危険少からず。又、知識上より言へば、動もすれば過

度の注入に陥り易くして、精神自然の發達を害する虞なきにあらず。更に德育上よりは、家風を異にせる種々の幼児と相接することとて、往々、卑しき言葉遣ひ、悪しき習慣等を見習ふことあり。又交際慣れては、輕薄に流れ、こせつくやうになり、虚榮心を引き起し易き等の弊もなきにあらず。これ等の長所短所は、幼兒を保育する者の特に心がけざるべからざる所にして、又その子を幼稚園に送らんとする父兄の等しく注意を拂ふべき所なりとす。幼兒を幼稚園に入れんと欲するものは、先づその幼稚園を選ばざるべからず。殊に、そこに通へる幼兒の家庭が、自己の家庭と大なる懸隔なきや否やを検するは、頗る大切なることといふべし。

子を入園せしむる父兄の注意

第三章 學校教育

第一節 學校の起原及び性質

學校の起原 學校てふ特別なる教育機關の設けられしは、何れの邦にありても、世の餘程まで開け來たりし後にあり。わが邦にても、その初は、單に家族團居の折、或は祭祀、狩獵の時などに、尊祖敬神、忠孝、武勇の道を訓ふるに過ぎざりしが、應神天皇の御世に儒教傳來し、天智天皇の御世に始めて學校の設を見るに至れり。奈良の朝を経て平安の朝に入るや、官學、私學競ひ起りて、一時隆盛の域に進みしが、鎌倉、室町の時代に至りて、世は戰國の騷亂に會ひ、人は唯、武力の及ばざるをのみ恐れて、文教頓みに衰へたりき。されば、足利學校を除きては、殆んど數ふべき學校とはあらざりき。兵權徳川氏に歸して、昌平二百五十年。その間に文化大に開

けて、學校の増設も亦前古に比なきに至れり。徳川時代に於ては、多くの學校を見るに至りたれども、それ等の學校相互の關係は極めて薄くして、一定の系統とは無く、且、未だ國民全體に普及するには至らざりき。教育の道國民全體に普及し、多數の學校が整然たる秩序を有して一大系統を作るに至れるは、實に明治の御世の賜なり。かくて、下は小學校より上は高等の學校に至るまで、一絲亂れず、互に十分の關係を保ちて、國民教養の根幹全く成るに至りしまでには、實に永き年月と多くの努力とを要したるなり。

學校の性質 學校は、一國文化の要領を國民に傳へて、益これを擴充せしめんとする所にして、極めて重大なる任務を有するものなり。一國の文化は、その國特有の歴史により

て成れる産物にして、その國民の國民性と、國土と、社會制度との三つの上に生ぜる貴き寶なり。されば、國民にこの貴き寶を傳へ、更に進んでこれを擴充せしむることは、その國を保續し發展せしむる上に、最も大切なる仕事なり。かゝる大切なる仕事の行はるゝ所は、即ち學校なり。

義務教育 學校には各種の別ありて、その目的・程度及び方法等にそれ〴〵多少の相違あり。第十六圖は、わが邦の學校系統を一目の下に示せるものなり。この中、家庭若くは幼稚園に直ちに續きて、幼児期及び少年・少女期の兒童を教養するものは小學校なりとす。就中尋常小學校は、實に國民の總てに通ずる基礎教育を施す所にして、何人もこゝに入りて普通の教育を受けざるべからず。これを義務教育といふ。

と。進んでこれを明かにせん。

一、兒童身體の發達 小學校兒童は、方に身體發達の中途にあ  
るものなれば、若しこの時期に於て、身體の教養を等閑に附  
することあらんか、獨りその發育を害ふのみならず、心も亦  
これが爲に十分の發達をなすこと能はざらん。かくては

義務教育は、何人も受けざるべからざる所なるを以て、こ  
れに當たる小學校の目的及びその教育の方法に關しては、  
父母・兄弟たるものは、一通りこれを知りおかざるべからず。  
小學校令第一條には、小學校の目的を掲げて次の如くいへ  
り。

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シ道德教育及國民教  
育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授  
クルヲ以テ本旨トス

圖 六 十 第  
統 系 校 學 の 邦 が わ

									28	教 育 學
									27	
									26	
									25	
									24	
								帝國	23	
								大學	22	
								專門	21	
								學校	20	
								高等	19	
								學校	18	
								中	17	
								學	16	
								校	15	
								高等	14	
								女	13	
								學	12	
								校	11	
								尋	10	
								常	9	
								小	8	
								學	7	
								校	6	
								幼	5	
								稚	4	
								園	3	
								家	2	
								庭	1	

第二節 小學校教育の目的

本人の爲にも國家の爲にも不幸この上なきことといふべし。されば、小學校に於ては、兒童身體の教養に努め、以て強健なる身體を有せしめんとするなり。

二、道徳教育及び國民教育の基礎 凡そ教育と言はるべきほどのものは、何れも品性の陶冶に與り關せざるはなしと雖も、就中、小學校は、人とし國民としての基礎教育を施す所なれば、重きを道徳教育と國民教育とに置かざるべからず。道徳教育とは、徳性の涵養と徳行の練磨とを指し、國民教育とは、國民たるの思想・感情・知慮を養成することをいふ。

三、生活に必須なる普通の知識技能 兒童は、他日成長の後、實際の社會に立ちて一身一家の計を爲し、又國の爲世の爲に盡さざるべからず。知識・技能を授くる必要こゝにあり。されど、知識・技能の範圍は廣く、且その程度も亦一にあらざら

小學校にては、何れの職業にも必要な普通のものを授くるなり。

教育に關する勅語 以上の諸項を一貫するものは、實に教育に關する勅語なりとす。教育に關する勅語は、常に小學校教育の根本たるのみならず、廣くあらゆる教育を貫くべき大則なり。されば、兒童を教育して、勅語の旨趣を十分に徹底せしめ、これに遵ひて生活すべき國民の基礎を養ふことこそ、わが邦小學校教育の精神なれ。

### 第三節 學校教育の方法

#### 第一 養護

身體の成長發達を助けて、その健康を進め、身體各部の働きを完からしむると共に、全身を強壯ならしむること、これを稱して養護といふ。

養護の目的 養護の目的に兩方面あり。生理・衛生の理によりて身體の健康と作用とを護るは、その一なり。更にその強健を進めんが爲に、生理上・衛生上害なき限り、進んで身體を錬り鍛ふはその二なり。一を保護といひ、二を鍛錬といふ。

兒童身體の發育は、一日も滞ることなしと雖も、外部の障得に對する抵抗力に至つては、猶弱きものなれば、養護は、先づその發育を促すものを與へて、これを害ふものを除かざるべからず。これ保護の缺くべからざる所以なり。されど、保護のみにては強健なる身體を得難し。教育は、兒童を教へ導きて、他日劇しき生存競争に堪へて國に盡し君に事ふるに足るべき強き國民たらしめざるべからず。これ更に鍛錬の必要ある所以なり。

養護の方法 養護はその範圍極めて廣く、睡眠・食事・衣服等の諸方面に亘れども、これ等は主として家庭の仕事に屬し且既に述べたる所なれば、茲には學校と關係多きもののみに就て説かん。

呼吸 呼吸器の養護は極めて大切なり。殊に我が邦に於ける呼吸器病患者の數、他の文明諸國よりも多きを見るは、實に寒心すべきことといふべし。されば、室内及び運動場の空氣は常に清新ならしめ、塵埃又は有毒の瓦斯は、なるべくこれを避けざるべからず。又特に呼吸運動を行はしむることも必要なり。

姿勢 課業の際は固より、萬事につけて適當なる姿勢を保たしむること、亦肝要なり。姿勢正しからざる時は、體格の完全なる發達を害するのみならず、呼吸及び血液の循環

をも妨げ、延いて腦髓及び筋肉の疲勞を早からしむること多し。されば机・腰掛等が身體發育の程度に適合すべきは勿論兒童の姿勢には絶えず注意を拂はざるべからず。

**感官** 知識の門戸たる眼・耳・鼻等は常に適當に練磨せられざるべからず。されど、過度の刺激はこれを避くべし。書寫の際には、眼と字との間に約一尺の距離を保たしむること必要なり。黄昏又は薄暗き燈火の下に、讀書・寫字・裁縫・手藝等をなさしむるは、近視の誘因となること多し。眼・耳・鼻・口腔・齒牙は常にこれを清潔に保ち、その疾病・障礙等は、なるべく早く治療を加へしむべし。皮膚は沐浴によりて清潔に保つべきのみならず、冷水摩擦等によりてこれを強くすることを奨むべし。わが國民は、歐米人に比べて、皮膚の鍛練を重んずる念薄く、殊に女子に於て然り。されど、諸病

の誘因たる感冒の如きは、皮膚の孱弱なるより來たること最も多きものなれば、皮膚の鍛練は、これを等閑に附すべからず。

**運動** 運動は、筋骨を強健にするのみならず、消化と循環とを助けて、新陳代謝の作用を盛んならしむるものなれば、その大切なること言ふまでもなし。されど、身體各部の調和的發達と、年齢に適應することとに注意せざれば却つて害を生ずることあり。

**作業** 總じて兒童に課すべき作業は、疲勞を來たさしめざる程度に止め、一定の勤勞の後には、必ず適度の休憩を與ふべし。家庭に於ける豫習・復習及び宿題は、動もすれば睡眠時間の減殺と運動遊戯の不足とを來たし、過度の疲勞を生じ易きものなれば、その分量程度に就ては學校よりも適

當なる注意を與ふべし。

休息 日曜日、夏冬の休暇などに、兒童をして適當の運動  
遊戯によりて、慰安休養をなさしむることは、最も望ましき  
所なれども、過度の運動によりて疲勞を感じしめざるやう  
心掛くべし。

### 第二 教授

教授とは、教育の目的を達せんが爲に教科を教へ授くる  
ことにして、普ねく體育・知育・德育の諸方面に亘るべきもの  
なり。

教授の目的 教授の目的には二種の着眼あり。一は、道德  
知識・技能を教へて、文化をなるべく多く知らしめんとする  
ものにして、二はこれによりて兒童の能を練り力を養ふべ  
しとするものなり。されど、この兩者は、相反するものには

あらずして、却つて互に補ひ合ふものなり。何となれば、能  
力の練磨は、知識・技能を離れてはなし、遂げ難く、又、知識・技能  
の收得は、能力の練磨を待たざれば、これを全うすること能  
はざればなり。

教材の選擇及び排列 教授の事項を教材といひ、教材を適當  
に編制したるものを教科課程といふ。我が邦小學校の教  
科目は、法令に次の如く定められたり。

尋常小學校

#### 必設科目

修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁  
縫〔女子〕。

#### 加設科目

手工。

教科課程  
\*小學校令第  
十九條及び  
第二十條

當分缺き得べき科目

唱歌。

高等小學校

必設科目

修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、體操、裁縫〔女子〕、手工、農業、商業、家事〔女子〕の一科目又は數科目〔但し、これ等は隨意科目又は選擇科目となすことを得。〕

加設科目

圖畫、外國語、その他必要なる教科目〔但し、これ等は隨意科目又は選擇科目となすことを得。〕

當分缺き得べき科目

唱歌、手工、農業、商業、家事〔女子〕。

※小學校令施行規則各條

教科目の配當

これ等各教科目の教授の要旨も、亦法令に定められたり。教科目は、難易の程度により、適當に修業年限内に配當せられざるべからず。これを教科目の配當といふ。これに三種の方法あり。一の教科目を授け終りて後他の教科目に移り、順次かくの如くして修業年限内に全教科を終へんとするものを單進法といひ、各學年を通じて同時に全教科を並行して課するものを並進法といひ、更にこの兩方法を折衷したるものを折衷法といふ。わが邦小學校の教科課程は大體に於て折衷法によれり。

配當せられたる各教科目には、互に聯絡を保たしめて、全體の上に統一あらしむること必要なり。これを教材の統合といふ。これに中心統合法と有機統合法との二種あり。中心統合法とは、主要なる一教科目を中心と定め、他の諸教

教材の統合

科目を悉くこれに結び付けんとするものにして、有機統合法とは、各教科目特有の價值と順序とを十分に認めながら、しかもその間に自然の聯絡を求めて類となし、類を集めて團となし、遂に全體を纏めて有機的に組織せんとするものなり。大體に於て有機統合法を優れりとす。

教授の單元

教授段階 教授を行はんには、先づ教材を適宜に分節せざるべからず。かく分節せられたる教材を教授の單元と稱す。一の單元を取扱ふに履むべき一定の順序を名づけて教授段階といふ。教授段階は、これを豫備・教授・整理の三段に分つを適當す。

一、豫備 豫備とは、教材を授くるに先ちて施す豫行作用にして、廣き教授作用中の基礎たるべきものなり。この段の主なる任務は左の諸點にあり。

豫備段の任務

イ、教授の目的を示して、これを學習せんとする念を兒童に起さしむること。

ロ、理會又は練磨を確實ならしめんが爲に、その基礎たるべき直觀若くは基本練習をなさしむること。

ハ、新たに授くる事項の收得を容易有效にせんが爲に兒童の既に有せる思想を整頓すること。

教授段の任務

二、教授 教授とは、廣き教授作用の中堅にして、前に行はれたる豫備の結果を收め、後に來たるべき整理の基となるものなり。その任務は知識教材にありては次の如し。

イ、正確なる判斷をなさしむること。

ロ、十分なる啓發を營ましむること。

又、技能教材にありては次の如し。

イ、示範を與へて實習をなさしむること。

口、説明を加へて考案をなさしむること。  
 三、整理 整理とは、收得したる知識・技能を更に練磨せしめ活用せしむることにして、これを待ちて、廣き教授作用は始めて全うせらるゝものなり。その任務の主要點は、知識教材にありては次の如し。

イ、新たに收得したる事項を纏めて、これを既有的知識系統中に編入せしむること。

ロ、これを他の事項若くは他の事情の上に應用せしめ、殊に知識と技能との結合を圖ること。

ハ、實際生活の上にこれを活用せしむること。

又技能教材にありては次の如し。

イ、成績物に批正を與ふること。

ロ、模範と比較して自ら反省せしむること。

ハ、多くの成績物を比較して鑑識の能を養ふこと。

教様 教様とは、教授に際し、教師と児童との間に起る活動の情態なり。これに三種の別あり。

一、傳達教様 教師は専ら能動の位置に立ち、児童をしてこれに隨ひて學ばしむるものなり。

二、補達教様 教師と児童と代るゝ活動するものにして、教師は児童の力に應じて教授を調節し、児童は事項の必要に應じて適切に指導を受くるものなり。

三、自學教様 児童専ら能動の位置に立ち、教師はこれを監督し、若くは質疑に應ずるものなり。

教式 教式とは、教授の活動に對して教師の與ふる一定の規矩をいふ。これに四種あり。

一、示教教式 箇々の點を指し示して教ふる式にして、直觀

一を有效ならしめ、理會を進むること多し。知識教材の教授に多く用ひらる。

二、示範教式 模範を兒童の眼前に示してこれを倣はしむる式なり。技能教材の教授には、古より行はれたる所なり。

三、講話教式 講述說話によりて、直に兒童の思考・感情・意志を働かしむる式にして、修身・歴史・地理等の教授に最も適す。

四、問答教式 問を發してこれに答へしむるものにして、總じて、判斷を練り、啓發を進め、記憶を喚起し、注意を鼓舞する等、學習のあらゆる作用を働かしむるものなるを以て、殆んど總べての教科目に必要なり。又何れの教授段階、何れの教様にも適すべし。

### 第三 訓練

訓練とは、訓へ練る作用にして、兒童の躬行實踐を導きてその品性を練らしむるものなり。教授が理會に訴へて知能を啓かんとするに對して、訓練は實行を導きて情意を養はんと圖るものなり。一は理會に訴へ、他は實行を導くは、兩者の異なる所なれども、共に教育の目的を達せんとするに於ては一なり。

訓練の目的 幼兒の訓練は、先づ周到なる監督と親切なる指導とによりて、良き習慣を養ふことより始むべし。又外部的・身體的の躰より始めて、漸次に内部的・心意的の習慣に進むべし。習慣の範圍は極めて廣けれども、その主なるものを擧ぐれば、知的習慣・美的習慣・徳的習慣これなり。知的習慣とは、事物を觀察し、事理を考慮し、又は己が思想・感情を

良き習慣の  
養成

發表する等の上に生ずるものにして、美的習慣とは、趣味・好悪等の上に存するものをいふ。徳的習慣に至りては、善・惡・正邪に關する判断・行爲の上に存するものにして、最も大切な習慣なり。習慣の養成には、常に好模範を示し、良生活に處せしめ、反復實行これに習熟せしむること大切なり。兒童の年齢稍長じ、その心意も發達するに至れば、その自力に訴へて、躬行實踐を促すことを努めざるべからず。これを自治の訓練といふ。兒童は、初は萬事父母・教師に信賴して、その命ずるがまゝに行働するものなれども、心身の發達するにつれて、自我の感情著しく現はれ、自主獨立の傾向頗る盛んとなるものなれば、この自然の發達に應じて、自治の精神を養ひ、自爲の習慣を得しむることは、最も必要にして且最も有效なることといふべし。

自治の訓練

訓練の設備 訓練の作用は、これを兒童の集團に對する共同訓練と、各個の兒童に對する個別訓練とに別つことを得べし。

共同的方面 共同的方面に關して考慮を要する事項は、少からざれど、就中、學校生活の整理、校風・級風の振作、共同勤務の課務、及び校友の關係等は、その主たるものなり。

一、學校生活の整理 學校生活は、兒童の訓練が最も適切有效に行はるべき施設と機會とを有するものたるを要す。殊に、共同訓練を行ふに最も適するやうに組織せられ、且整理せられざるべからず。

二、校風・級風の振作 總じて人は風習の間に育つものにして、學校兒童は校風・級風の裡に養はる。而して、校風・級風に最も密接の關係を有するものは、實に師風と校訓・級訓と

師風  
校訓・級訓

共同勤勞團體

なりとす。

三、共同勤勞の課務 公共の精神、一致の習慣、規律、勤勉、同情、獻身等の諸徳は、協力同勞の中に養はるゝものなり。されば、學校は成るべく、一箇の共同勤勞團體たらしむるやうに組織し、學習に、作業に、常に各兒をして責任を分擔して義務を遂行し得しむるやうに指導すべし。

四、交友の關係 交友は自然に生ずるものにして、然かもその相互に及ぼす感化影響は至つて大なり。況んや同窓、同學の間に於てをや。昭憲皇太后の御歌にも、

水は器に隨ひて

その様々になりぬなり

人も交はる友により

善きに悪しきに移るなり

己れに勝るよき友を

擇び求めて友となし

心の駒に鞭うちて

學びの道に進めかし。

と訓へ給へり。教ふるものも、學ぶものも、共に深く服膺すべきことにこそ。

個別的方面 個別的方面に就ても着眼すべき種々の事柄あれど、中にも最も大切なるは、家庭調査、個性調査及び操行調査なりとす。

一、家庭調査 兒童の家庭の情況並びにその家庭に於ける生活の有様は、入學の初より、教師の知り置かざるべからざる所なれば、十分にこれを調査して、常に明瞭になし置くをよしとす。

二、個性調査 教育は自然に反して行はるゝものにはあらず。よく兒童の個性を知り、これに應じて啓發に矯正に、それぞれ適切有效の途に出でざるべからず。これ個性調査の必要ある所以なり。

三、操行査定 操行は訓練の出発點たると同時に、又その到達點を表はすものにして、これが査定は學業成績の調査と共に教育の實際上頗る大切なることなり。訓練の手段 訓練の手段は一にして足らず。左にその主なるものを擧げん。

一、示範 示範とは、教師躬を以て範を示し、兒童をしてこれに倣はしむるをいふ。示範の効力は、教師の人格高く、子弟の敬慕深きに隨ひて愈、その力を加ふるものなれば、教師は常にその人格を修養することを怠るべからず。

二、命令禁止 教師が意志を明かに示して兒童をして服従せしむるものを命令又は禁止といふ。即ち、爲すべきことを爲さざる者に對し、命じて爲さしむるは命令なり。爲すべからざることを爲さんとする者に對し、禁じて爲

さざらしむるは禁止なり。されど命令・禁止は子弟の成長するに従ひて漸次に減じ、訓諭を以てこれに代ふべし。

三、訓諭 訓諭とは、教師が希望を述べて、兒童の考慮を求め、反省を促し、かれ等をして自發的にこれが實行に就かしむるものなり。

四、懲罰 苦痛を感じしむることに依りて、將來を戒め、非行を矯正せんとするを懲罰とにふ。懲罰の方法には、名譽を奪ふこと、自由を拘束すること、及び身體に苦痛を與ふることの三種あり。就中身體に苦痛を與ふるものを體罰といふ。體罰は學校に於てはこれを課すべからず。

五、褒賞 兒童の快感を善導して、その向上發展を慫慂するものを褒賞とす。褒賞にも種々の方法あり。教師の満足及び賞讃を表はす言語・容貌・態度等はその一なり。善

行の表彰、名譽的任務の授與等はその二なり。褒狀、賞牌、賞品の授與等はその三なり。

#### 第四章 社會教育

##### 第一節 社會教育の性質

兒童は家庭・學校より更に進んで社會の實際生活に出づるものなり。而して、教育は、家庭・幼稚園及び學校に於てのみ行はるゝものと思ふは、これ大なる誤にして、實際社會に於ても亦常に行はるゝ所なり。これを社會教育又は社會教化といふ。

されど、社會の教育は、學校の教育の如く、一定の教育者ありて子弟を導き、これに養護・教授・訓練の諸作用を施すにはあらず。唯、有益・有趣なる各種の施設ありて、人々は己が好

む所、欲する所によりて、それ〴〵これを善用し、以てその知見を擴め、その修養に資すべきなり。諺にも「世界は大學校なり」と言へるは、即ちこれにして、これ等の施設を稱して社會教育の機關といふ。

##### 第二節 社會教育の機關

社會教育の機關は固より一にして足らず。常設のものあり、臨時のものあり、且、都鄙の別によりて多少その趣を異にする所も亦少からず。就中、その主要なるもののみを擧げん。

一、圖書館 讀書の人生に大切なるは、今更言ふまでも無き所に於て、人の品性の修養、知識、技能の收得もこれに負ふ所極めて多し。學校の教育を十分に受けざりし人も、心掛けによりては博學多識の人となり得るもこれが爲に

して、われ等が學校を卒へたる後、家庭を整へ子女を育つる頃に至りても、讀書によりて、家政・育兒・看護・教育等あらゆる方面に亘りて、よく日新の知識を集めて、多大の裨益を受くることを得べし。女子に讀書の大切なるは、毫も男子に譲らず。本居宣長の歌にも、

折々に遊ぶ暇はある人の  
暇なしとて文讀まぬかな。  
とあり。心すべきことなり。

二、博物館・美術館・動物園・植物園・水族館等。諺にも「百聞は一見に如かず」といへり。人の知識を擴め、趣味を養ふ道は、觀察にあり。博物館・美術館・動物園・植物園・水族館等は、即ちこの要求に應ぜんが爲に設けられたるものにして、その知見を弘め、趣味を養ふの效は頗る大なり。近時この種の設

備の各地に見らるゝに至りしは、實に喜ぶべきことといふべし。

三、青年團・處女會。現今、何れの地方にも青年團・處女會等の設けあらざるはなし。而して、多くは小學校卒業後、丁年若くは婚期に達するまでの青年處女に對して、知徳體の修養を講ずる重要な機關たり。されば、これ等を活用して、或は知能の收得を圖り、或は健康の増進に努め、或は職業の改善に資し、或は公共の事業に盡す等は、最も望まじきことといふべし。

四、各種の講演會・講習會・展覽會・共進會等。各種の講演會・講習會・展覽會・共進會等の、或は常設的に、或は臨時に開催せらるゝもの亦少からず。事情の許す限り、これ等によりて知識・技能の收得を努むることは、われ等の絶えず心掛くべき

所なりとす。五諸種の會合俱樂部その他の社交、これ、有益有趣のことにして、弊害の生ぜざる限り、己れを益し人を利することの多きは言を俟たず。

第三節 家庭・學校・社會の關係

教育の大なる力は、家庭・學校・社會の上に普ねく働くものなり。されば、この三者は、常に相待ち相助けて進まざるべからざるものにして、若し、家庭が學校・社會と離れ、學校が家庭・社會と十分の聯絡を圖らず、更に社會が家庭・學校を顧みざるが如きことあらんか、教育の力は分れて、支離滅裂となるに至るべし。かくては、いかでか教育の目的に到達することを得べき。又いかでか教育の効果を徹底せしむることを得べき。

國家の前途は未成年者の上に繋り、國民文化の將來は兒童の如何による。されば、善良・有爲・强健なる日本人を養成して、國家の進運に貢獻せしめ、國民文化の貴き寶を傳達して、益、これを擴充せしむることこそ、總べての家庭の努むべき所、あらゆる學校の企つべき所、而して又社會一般の齊しく努むべき所なれ。

(高等女學校用教育學終り)

附 錄 小學校令摘要

附 錄

小學校令摘要

第一章 總 則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校 之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス

第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、體操トシ女子ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

前項教科目ノ外手工、農業、商業、女子ノ爲ニハ家事ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ  
土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外國畫、外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ

得

前二項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目ト爲スコトヲ得  
第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

### 第五章 就學

第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具癱疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

第三十四條 第十二條ニ依リ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免

セラレタル區域内ノ學齡兒童保護者ハ其ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得

官立若ハ府縣立ノ學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分又ハ高等學校若ハ中學校ノ豫科ハ兒童就學ニ關シテハ市町村立尋常小學校ト同視ス

第三十七條 兒童ノ年齢就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

### 第六章 職員

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中唱歌、體操、裁縫、並第二十條第二項及第三項ノ教科目ニシテ文部大臣ノ定ムル一科目若ハ數科目ニ限リ教授スル者ヲ專科正教員トス

本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス

第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ

免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス  
第四十一條 免許狀ヲ受クルニハ師範學校若ハ文部大臣ノ指定シタル學校ヲ卒業シ又ハ小學校教員ノ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ檢定ヲ施行スルカ爲府縣ニ小學校教員檢定委員會ヲ置ク  
免許狀及小學校教員檢定委員會ノ組織權限其ノ他檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム  
第四十二條 特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ小學校准教員ニ代用スルコ  
トヲ得

代用教員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十三條 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘシ

第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得  
但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

### 小學校令施行規則摘要

#### 第一章 教科及編制

##### 第一節 教則

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ  
道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコト  
ヲ要ス  
知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメ  
ンコトヲ務ムヘシ  
兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心  
身發達ノ程度ニ副ハジメンコトヲ要ス

男女ノ特性其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各、適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導ス  
ルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル  
近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ  
志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ハシメ忠君、愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務ム  
ヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ  
女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメンコトヲ務ムヘ  
シ

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能  
ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミ  
テハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ稍、進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、  
綴リ方ヲ授ケ、又言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各、其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ  
特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フ可シ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ

國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ

他ノ教科目ヲ授クル場合ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除ヲ授ケ漸ク其ノ範圍ヲ擴メテ百以下ノ數ニ及ホシ更ニ進ミテ通常ノ加減乗除竝ニ小數、諸等數及簡易ナル分數、歩合算ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ分數、歩合算ヲ授ケ比例ニ及ホシ學校ノ修業年限ニ應シ更ニ求積ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ授クヘシ

算術ハ筆算ヲ用フヘシ土地ノ情況ニ依リテハ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得

算術ヲ授クルニハ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシメンコトヲ務メ又運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメ且暗算ニ習熟セシメンコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ

第五條 日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ稍、詳ニ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ

日本歴史ヲ授クルニハ成ルヘク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等竝ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムヘシ

高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ狀態竝ニ外國ニ對スル地位等ノ

大要ヲ知ラシメ又地文ノ一斑ヲ授クヘシ

地理ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫真等ヲ示シテ確

實ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科ノ教授事項ト聯絡セシムルコトヲ要ス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然現象ニ屬スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、效用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學ノ現象及人身生理ノ初步ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人性ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシムヘシ

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、效用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス

第八條 圖畫ハ通常ノ形態ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形態ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時時自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ  
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形態ヲ畫カシムヘシ土地ノ

情況ニ依リテハ簡單ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハシムコトニ注意スヘシ  
第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ  
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得

歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ  
第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操、教練及遊戲ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ  
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ

土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ  
體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保持シメンコトヲ務ムヘシ  
第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方、繕ヒ方等ヲ授クヘシ  
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ

裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取り之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

手工ハ紙、絲、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ簡易ナル製圖ヲ併セ授クヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勞利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授クヘシ  
農業ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ

水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ  
農業ヲ授クルニハ特ニ地理、理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識ヲ確實ナラシメシコトヲ務ムヘシ

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣

ヲ養フヲ以テ要旨トス

商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金融、運輸、保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理會シ易キモノヲ選ビ國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ

第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約、利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

家事ハ衣食住、看病、育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十六條 外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字ヨリ始メ簡易ナル文章ノ讀ミ方、話シ方、綴リ方、書キ方ヲ授クヘシ

外國語ヲ授クルニハ成ルヘク日常生活ニ關聯セシメテ其ノ理會ヲ容易ニシ練習ニ重キヲ置クヘシ

第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ

手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ其ノ教科目ノ每週教授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

唱歌ヲ關クトキハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ其ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ

第二十條 學校長ハ夏季冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ每週教授時數ヲ斟酌スヘシ

第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スルトキハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

### 第二節 學年、休業日及式日

第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

第二十七條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ但シ第三號乃至第六號ノ休業日ハ學年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

- 一 祝日、大祭日

二 日曜日

三 夏季休業日

四 冬季休業日

五 學年末休業日

六 其ノ他府縣知事ノ定ムル休業日

前項第三號乃至第五號ノ休業日數ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十八條 紀元節、天長節祝日及一月一日ニ於テハ職員及兒童、學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ

- 一 職員及兒童「君カ代」ヲ合唱ス

二 職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク又唱歌ヲ課セサル

學校ニ於テハ第一號及第五號ノ式ヲ闕クコトヲ得

### 第四節 補習科

第四十二條 補習科ハ分テ尋常小學校補習科及高等小學校補習科トス  
尋常小學校補習科ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ  
尋常小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス  
高等小學校補習科ハ高等小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ  
高等小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス  
第四十六條 補習科ノ修業年限ハ二箇年以下トシ市町村、市町村學校組合、町村學校組合  
又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ  
第四十七條 補習科ノ教授ハ一定ノ季節ヲ選ヒテ之ヲ爲スコトヲ得

第九章 幼稚園及小學校ニ類スル各種學校

第九十五條 幼稚園ハ滿三歲ヨリ尋常小學校ニ入學スルマテノ幼兒ヲ保育スルヲ以テ目  
的トス  
第九十六條 幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得シ  
メ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス  
幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ  
業ヲ爲サシムルコトヲ得ス  
常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣  
ハシメンコトヲ務ムヘシ  
第九十七條 幼兒保育ノ項目ハ遊戲、唱歌、談話及手技トス  
第二百三條 幼稚園ニ園長ヲ置クコトヲ得

第二百四條 幼稚園ニ於テ幼兒ヲ保育スル者ヲ保母トス

保母ハ女子ニシテ小學校ノ本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府縣知事  
ノ免許ヲ得タル者タルヘシ

第二百四條ノ二 保母ノ免許ヲ得ルニハ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ

檢定ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム  
第二百六條 幼稚園ノ幼兒數ハ約百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マ  
テニ増スコトヲ得

第二百七條 保母一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス

第二百八條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 建物ハ平家造トシ保育室、遊戲室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フヘシ
- 二 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪一坪ヨリ小ナルコトヲ得ス
- 三 遊園ハ幼兒一人ニ付一坪ノ割合ヲ以テ設クルヲ常例トス
- 四 恩物、繪畫、遊戲道具、樂器、黑板、机、腰掛、時計、寒暖計、煖房器其ノ他必要  
ナル器具ヲ備フヘシ
- 五 敷地、飲料水及採光窓ニ關シテハ小學校ノ例ニ依ルヘシ

第四號 尋常小學校教科課程表

科目	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年		第五學年		第六學年	
	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授
修身	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨
國語	一〇	發音、假名、日常須知ノ文字及近知ノ文字、讀方、書方、綴方、話方	一二	易ナル文字及近知ノ文字、讀方、書方、綴方、話方	一二	日常須知ノ文字及近知ノ文字、讀方、書方、綴方、話方	一二	日常須知ノ文字及近知ノ文字、讀方、書方、綴方、話方	九	日常須知ノ文字及近知ノ文字、讀方、書方、綴方、話方	九	日常須知ノ文字及近知ノ文字、讀方、書方、綴方、話方
算術	五	百以下ノ數ノ唱方、書方、綴方、話方、ケル範圍内ニ於テノ加減乘除	五	千以下ノ數ノ唱方、書方、綴方、話方、ケル範圍内ニ於テノ加減乘除	六	通常ノ加減乘除及小數ノ呼稱、簡易ナル加減乘除	六	通常ノ加減乘除及小數ノ呼稱、簡易ナル加減乘除	四	整數、小數、珠算、加減	四	分數、步合算、珠算、加減乘除
日本歷史					二	日本歷史ノ大要	二	日本歷史ノ大要	二	前學年ノ續キ、滿洲其ノ他外國地理ノ大要	二	前學年ノ續キ、滿洲其ノ他外國地理ノ大要
地理					二	日本地理ノ大要	二	日本地理ノ大要	二	前學年ノ續キ、滿洲其ノ他外國地理ノ大要	二	前學年ノ續キ、滿洲其ノ他外國地理ノ大要
理科					二	植物、動物、礦物、自然ノ現象、化學、物理、生理ノ現象	二	植物、動物、礦物、自然ノ現象、化學、物理、生理ノ現象	二	植物、動物、礦物、自然ノ現象、化學、物理、生理ノ現象	二	植物、動物、礦物、自然ノ現象、化學、物理、生理ノ現象
圖畫	(簡單ナル) 形體		(簡單ナル) 形體		一	簡單ナル形體	一	簡單ナル形體	一	簡單ナル形體	一	簡單ナル形體
唱歌	四	平易ナル單音唱歌	四	平易ナル單音唱歌	一	平易ナル單音唱歌	二	平易ナル單音唱歌	二	平易ナル單音唱歌	二	平易ナル單音唱歌
體操	四	遊教體操	四	遊教體操	三	遊教體操	三	遊教體操	三	遊教體操	三	遊教體操
裁縫					二	運針法、縫ヒ方、衣類ノ縫ヒ方	三	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁縫ノ縫ヒ方	三	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁縫ノ縫ヒ方	三	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁縫ノ縫ヒ方
手工		簡易ナル細工		簡易ナル細工		簡易ナル細工		簡易ナル細工		簡易ナル細工		簡易ナル細工
計	二一		二三		二五	男女三元	男女二元	男女二元	男女二元	男女二元	男女二元	

第五號 高等小學校教科課程表 (修業年限二箇年ノモノ)

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得  
 手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコトヲ得

科目	第一學年		第二學年	
	時數	教授	時數	教授
修身	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨
國語	八	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	八	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	四	分數、比例、珠算、加減乘除	四	比例、日用簿記、珠算、加減乘除

教育學

日本歴史ノ大要	二	外國地理ノ大要	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	二	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	一	體操 遊戯	三	縫 裁	四	計
前學年ノ續キ	二	地理ノ補習	二	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	二	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	一	體操 遊戯	三	縫 裁	四	女男 二八四
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	女男 二八四

小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒六時以内、女兒四時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得  
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計男兒ニ在リテハ三十時女兒ニ在リテハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得  
實習ニ關シテハ規定ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

第六號表(同上)(修業年限三箇年ノモノ)

教科目	學年	每週教授時數
	第一學年	第一學年
	第二學年	第二學年
	第三學年	第三學年

修身	二	道德ノ要旨	二	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ	八	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ	八	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ	八	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ	八	計
國語	四	分數 比例 (珠算 加減乘除)	四	比例 (珠算 加減乘除)	四	比例 (珠算 加減乘除)	四	求積 (日用簿記) (珠算 加減乘除)	四	求積 (日用簿記) (珠算 加減乘除)	四	女男 二八四
算術	二	日本歴史ノ大要	二	前學年ノ續キ	二	維新以來ノ事歴	二	二	二	二	二	女男 二八四
地理	二	外國地理ノ大要	二	地理ノ補習	二	地理ノ補習	二	二	二	二	二	女男 二八四
理科	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	二	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	二	理科ノ補習	二	二	二	二	二	女男 二八四
唱歌	一	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	一	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	一	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	一	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	一	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	一	女男 二八四
體操	三	體操 遊戯	三	體操 遊戯	三	體操 遊戯	三	體操 遊戯	三	體操 遊戯	三	女男 二八四
裁縫	四	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	四	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	四	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	四	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	四	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	四	女男 二八四

小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒六時以内、女兒四時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得

附錄 小學校令施行規則摘要

教育學

前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計男兒ニ在リテハ三十時女兒ニ在リテハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得  
 實習ニ關シテハ規定ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

〔附錄終リ〕

大正六年十月三十日 印刷發行  
 大正六年十一月三十日 訂正印刷發行  
 大正七年十二月三十日 訂正印刷發行  
 大正八年十二月三十日 訂正印刷發行

著者 乙竹岩造

發行者 株式會社 培風館

印刷者 佐久間衡治

印刷所 株式會社 秀英舍

定價 金四十二錢  
 臨時定價 金七十六錢

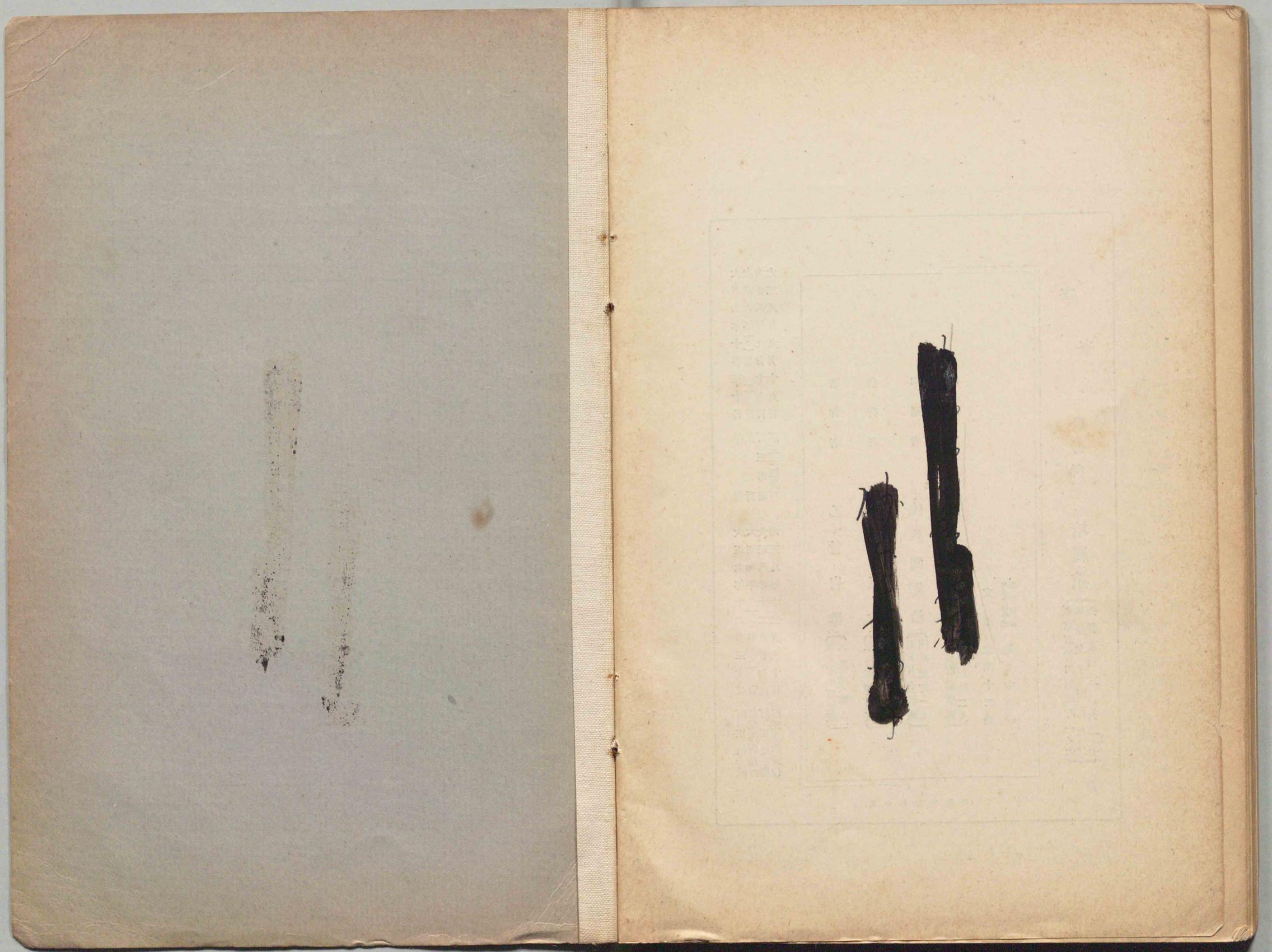


發行所

培風館

東京市神田區錦町一ノ六  
 電話大東三二六八  
 振替東京三二六一七

(付與學會教女高)



広島大学図書

2000014575

